

氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	按分率	請求額
1 高柳	H30.4.2(月)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話3月分 14,904	8-4-1	8事務費	通信費	14,904	50%	7,452
2 原	H30.4.2(月)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原3月分 18,353	8-4-2	8事務費	通信費	18,353	50%	9,176
3	H30.4.8(日)	隅田西町会会館管理委員会 会場利用としま4/8区政報告会会場費	6-4-1	6広報広聴費		2,000		2,000
4	H30.4.8(日)	みどりコミュニティセンター原4/8区政報告会音響装置	6-4-2	6広報広聴費		700		700
5	H30.4.13(金)	日本郵便㈱ 向島郵便局区議団ニュース郵送料 492号@72×247	6-4-3	6広報広聴費		17,784		17,784
6	H30.4.13(金)	日本郵便㈱ 本所吾妻橋郵便局区議団ニュース郵送料 492号@72×144、@82×67、@92×6通	6-4-4	6広報広聴費		16,322		16,322
7	H30.4.15(日)	白鬚東水神自治会としま区政報告会会場費	6-4-5	6広報広聴費		1,000		1,000
8	H30.4.23(月)	ベンキョウドー(株) コピー機チャージ料金	8-4-3	8事務費		35,602		35,602
9	H30.4.23(月)	東京自治問題研究所 定期購読「月刊東京」住民と自治'18/5~'19/4月分	5-4-1	5資料購入費		14,108		14,108
10	H30.4.23(月)	区画整理、再開発対策全国連絡会議 定期購読区画、再開発通信'18/4~'19/3月分、振込手数料	5-4-2	5資料購入費		8,616		8,616
11	H30.4.23(月)	㈱きかんしサーバー利用料3月分、みずほ振込手数料	6-4-6	6広報広聴費		10,908		10,908
12	H30.4.24(火)	自治と分権 購読料自治と分権 71号-74号	5-4-3	5資料購入費		5,120		5,120
13	H30.4.24(火)	㈱都政新報社 定期購読都政新報'18/5~'19/4月迄	5-4-4	5資料購入費		19,200		19,200
14	H30.4.24(火)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-4-1	1調査研究費		110,000		110,000
15 原	H30.4.25(水)	事務所費4月分原事務所家賃	8-4-6	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
16 村本	H30.4.25(水)	通信費 KDDI(㈱)携帯電話代 村本4月分 9,581	8-4-4	8事務費	通信費	9,581	50%	4,790
17 村本	H30.4.25(水)	事務所費4月分村本事務所家賃	8-4-9	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
18 としま	H30.4.27(金)	事務所費4月分としま事務所家賃	8-4-7	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
19 高柳	H30.4.27(金)	事務所費4月分高柳事務所家賃	8-4-5	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
20 浅野	H30.4.28(土)	事務所費4月分浅野事務所家賃	8-4-8	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
21	H30.4.28(土)	(有)自成堂 書籍購入後備しなないためのハンドブック、社会保障、高校生ワーキングプア	5-4-5	5資料購入費		3,553		3,553
22 高柳	H30.5.1(火)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話4月分 14,933	8-5-1	8事務費	通信費	14,933	50%	7,466
23	H30.5.7(月)	聖教新聞販売所公明新聞 4月分	5-5-1	5資料購入費		1,887		1,887
24	H30.5.7(月)	(有)自成堂 書籍新しい国保のしくみと財政、教育行政入門、縮小日本の衝撃	5-5-2	5資料購入費		5,335		5,335
25	H30.5.22(火)	ディノプリント花井区議団ニュースの印刷第492号、振込料	6-5-1	6広報広聴費		113,292		113,292
26	H30.5.22(火)	㈱きかんしサーバー利用料4月分、みずほ振込手数料	6-5-2	6広報広聴費		10,908		10,908
27	H30.5.22(火)	ベンキョウドー(株) コピー機チャージ料金	8-5-2	8事務費		21,562		21,562
28	H30.5.22(火)	㈱日本教育新聞社 定期購読日本教育新聞購読料'18.1月~3月	5-5-3	5資料購入費		8,100		8,100
29 原	H31.5.25(土)	事務所費5月分原事務所家賃	8-5-4	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
30 としま	H30.5.25(金)	事務所費5月分としま事務所家賃	8-5-5	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
31 村本	H30.5.25(金)	事務所費5月分村本事務所家賃	8-5-7	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
32	H30.5.25(金)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-5-1	1調査研究費		68,000		68,000
33	H30.5.25(金)	聖教新聞販売所公明新聞 5月分	5-5-4	5資料購入費		1,887		1,887
34 村本	H30.5.25(金)	通信費 KDDI(㈱)携帯電話代 村本5月分 10,150	8-5-8	8事務費	通信費	10,150	50%	5,075
35 浅野	H30.5.25(金)	通信費 KDDI(㈱)携帯電話代 浅野5月分 14,981	8-5-9	8事務費	通信費	14,981	50%	7,490

36	高柳	H30.5.29(火)	事務所費5月分高柳事務所家賃	8-5-3	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
37	浅野	H30.5.31(木)	事務所費5月分浅野事務所家賃	8-5-6	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
38	高柳	H30.5.31(木)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話5月分 14,920	8-5-10	8事務費	通信費	14,920	50%	7,460
39	原	H30.5.31(木)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原5月分 18,418	8-5-11	8事務費	通信費	18,418	50%	9,209
40		H30.6.8(金)	ペンキョウドー(株) コピー機チャージ料金	8-6-1	8事務費		14,747		14,747
41		H30.6.8(金)	雑誌売PR 折込区議団ニュースNo.493号折込料、振込手数料	6-6-1	6広報広聴費		541,909		541,909
42		H30.6.8(金)	朝日本教育新聞社 定期購読日本教育新聞購読料'18.4月~6月	5-6-1	5資料購入費		8,100		8,100
43		H30.6.11(月)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×11枚	6-6-2	6広報広聴費		1,133		1,133
44		H30.6.12(火)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×8枚@113×1	6-6-3	6広報広聴費		937		937
45		H30.6.13(水)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×14枚	6-6-4	6広報広聴費		1,442		1,442
46		H30.6.14(木)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×9枚	6-6-5	6広報広聴費		927		927
47		H30.6.14(木)	日本郵便(株)向島郵便局区議団ニュース郵送料 493号 @72×245通	6-6-6	6広報広聴費		17,640		17,640
48		H30.6.15(金)	日本郵便(株)本所吾妻橋駅前郵便局区議団ニュース郵送料 493号145,68,5通	6-6-7	6広報広聴費		16,716		16,716
49		H30.6.15(金)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×9枚	6-6-8	6広報広聴費		927		927
50		H30.6.15(金)	働きかんしサーバー利用料5月分、みずほ振込手数料	6-6-9	6広報広聴費		3,348		3,348
51		H30.6.15(金)	ディノプリント花井区議団ニュースの印刷第493号、振込料	6-6-10	6広報広聴費		803,628		803,628
52-1,2		H30.6.15(金)	しんぶん赤旗新聞代 4月分、5月分	5-6-2	5資料購入費		9,440		9,440
53		H30.6.18(月)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×8枚	6-6-11	6広報広聴費		824		824
54		H30.6.19(火)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×52,@113×1	6-6-12	6広報広聴費		5,469		5,469
55-1,2		H30.6.20(水)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×105枚	6-6-13	6広報広聴費		10,825		10,825
56		H30.6.21(木)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×55枚	6-6-14	6広報広聴費		5,665		5,665
57		H30.6.21(木)	山下ビジネスA4コピー用紙2箱	8-6-2	8事務費		3,160		3,160
58		H30.6.22(金)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×16枚	6-6-15	6広報広聴費		1,648		1,648
59		H30.6.25(月)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×36枚	6-6-16	6広報広聴費		3,708		3,708
60		H30.6.25(月)	しんぶん赤旗新聞代 6月分	5-6-3	5資料購入費		4,720		4,720
61	村本	H30.6.25(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本6月分 10,121	8-6-3	8事務費	通信費	10,121	50%	5,060
62	浅野	H30.6.25(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野6月分 14,971	8-6-4	8事務費	通信費	14,971	50%	7,485
63	としま	H30.6.25(月)	事務所費6月分としま事務所家賃	8-6-9	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
64	村本	H30.6.25(月)	事務所費6月分村本事務所家賃	8-6-11	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
65		H30.6.26(火)	聖教新聞販売店公明新聞 6月分	5-6-4	5資料購入費		1,887		1,887
66		H30.6.26(火)	朝天昇堂コピー用紙、みずほ振込手数料	8-6-5	8事務費		9,288		9,288
67		H30.6.26(火)	朝ジェイコム東京通信契約利用料(H30/4~H30/6迄)振込手数料含	8-6-6	8事務費		19,656		19,656
68	高柳	H30.6.26(火)	事務所費6月分高柳事務所家賃	8-6-7	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
69	原	H30.6.25(月)	事務所費6月分原事務所家賃	8-6-8	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
70		H30.6.26(火)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-6-1	1調査研究費		110,000		110,000
71		H30.6.26(火)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×5枚	6-6-17	6広報広聴費		515		515
72	浅野	H30.6.27(水)	事務所費6月分浅野事務所家賃	8-6-10	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000

73		H30.6.27(水)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×14枚	6-6-18	6広報広聴費		1,442		1,442
74		H30.6.28(木)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×5枚	6-6-19	6広報広聴費		515		515
75		H30.6.29(金)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×5枚	6-6-20	6広報広聴費		515		515
76	原	H30.7.2(月)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原6月分 18,851	8-7-1	8事務費	通信費	18,851	50%	9,425
77	高柳	H30.7.2(月)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話6月分 14,924	8-7-2	8事務費	通信費	14,924	50%	7,462
78		H30.7.2(月)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×7枚	6-7-1	6広報広聴費		721		721
79		H30.7.3(火)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×4枚	6-7-2	6広報広聴費		412		412
80		H30.7.4(水)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×6枚	6-7-3	6広報広聴費		618		618
81		H30.7.5(木)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×3枚	6-7-4	6広報広聴費		309		309
82		H30.7.5(木)	山下ビジネスA4コピー用紙1箱	8-7-3	8事務費		1,680		1,680
83-1-4		H30.7.6(金)	㈱日本旅行第59回自治体学校参加費3日3名、2日1名 福岡	2-7-1	2研修費		61,216		61,216
84		H30.7.9(月)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×2枚	6-7-5	6広報広聴費		206		206
85		H30.7.10(火)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×2枚	6-7-6	6広報広聴費		206		206
86		H30.7.11(水)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×1枚	6-7-7	6広報広聴費		103		103
87		H30.7.11(水)	(株)読売PR 折込17300部区議団ニュースNo.494号折込料、振込手数料	6-7-8	6広報広聴費		61,873		61,873
88		H30.7.11(水)	ベンキョウドー(株) コピー機チャージ料金	8-7-4	8事務費		23,085		23,085
89		H30.7.11(水)	(株)きかんしサーバー利用料6月分、みずほ振込手数料	6-7-9	6広報広聴費		10,908		10,908
90		H30.7.12(木)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×1枚	6-7-10	6広報広聴費		103		103
91		H30.7.13(金)	日本郵便(株) 向島四郵便局区議団ニュース郵送料 494号 @72×244	6-7-11	6広報広聴費		17,568		17,568
92		H30.7.13(金)	日本郵便(株) 本所吾妻郵便局区議団ニュース郵送料 494号@72×144、@82×68@92×5通	6-7-12	6広報広聴費		16,404		16,404
93		H30.7.17(火)	(株)JTBガイアレック第59回自治体学校旅費・宿泊費3日3名、2日1名 福岡	2-7-2	2研修費		217,636		217,636
94		H30.7.17(火)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×1枚	6-7-13	6広報広聴費		103		103
95		H30.7.19(木)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×1枚	6-7-14	6広報広聴費		103		103
96		H30.7.20(金)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×1枚	6-7-15	6広報広聴費		103		103
97		H30.7.21(土)	東京都交通局村本、自治体学校7/21～23 本所吾妻橋～羽田	2-7-3	2研修費		660		660
98		H30.7.21(土)	JR東日本原、自治体学校7/21～23 錦糸町～浜松町	2-7-4	2研修費		170		170
99		H30.7.21(土)	東京モノレール(株)原、自治体学校7/21～23 浜松町～羽田	2-7-5	2研修費		490		490
100		H30.7.21(土)	新日本図書書籍「刑務所しか居場所がない人たち」	5-7-1	5資料購入費		1,620		1,620
101		H30.7.21(土)	東京モノレール(株)浅野、自治体学校7/21～23 浜松町～羽田	2-7-6	2研修費		490		490
102-1,2		H30.7.21(土)	福岡市交通局自治体学校 福岡空港～天神4名	2-7-7	2研修費		1,040		1,040
103-1,2		H30.7.22(日)	福岡市交通局自治体学校 西新～天神4名	2-7-8	2研修費		1,040		1,040
104		H30.7.22(日)	(株)自治体研究社書籍「日本の社会保障」誰も置き去りにしない社会」	5-7-2	5資料購入費		3,240		3,240
105-1,2		H30.7.23(月)	福岡市交通局自治体学校 天神～福岡空港3名	2-7-9	2研修費		780		780
106-1,2,3		H30.7.23(月)	京浜急行バス自治体学校 羽田空港～錦糸町・スカイツリータウン計3名	2-7-10	2研修費		2,760		2,760
108		H30.7.24(火)	日本郵便(向島郵便局)日本共産党墨田区議団アンケート受取人私@103×1枚	6-7-16	6広報広聴費		103		103
109		H30.7.24(火)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-7-1	1調査研究費		110,000		110,000
110	原	H30.7.24(火)	事務所費7月分原事務所家賃	8-7-8	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000

111	村本	H30.7.25(水)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本7月分 10,171	8-7-5	8事務費	通信費	10,171	50%	5,085
112	浅野	H30.7.25(水)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野7月分 14,952	8-7-6	8事務費	通信費	14,952	50%	7,476
113	としま	H30.7.25(水)	事務所費7月分としま事務所家賃	8-7-9	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
114	村本	H30.7.25(水)	事務所費7月分村本事務所家賃	8-7-10	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
115		H30.7.26(木)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×2枚	6-7-17	6広報広聴費		206		206
116	高柳	H30.7.27(金)	事務所費7月分高柳事務所家賃	8-7-7	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
117		H30.7.28(土)	隅田西町町会会館管理委員会としま7/26 区政報告会会場費	6-7-18	6広報広聴費		3,000		3,000
118		H30.7.30(月)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×1枚	6-7-19	6広報広聴費		103		103
119	浅野	H30.7.31(火)	事務所費7月分浅野事務所家賃	8-7-11	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
120		H30.7.31(火)	日朝協会東京都連合会新聞代'18/1月~12月、	5-7-3	5資料購入費		3,600		3,600
121		H30.7.31(火)	デインプリント花井区議団ニュースの印刷第494号、振込料	6-7-20	6広報広聴費		183,600		183,600
122	原	H30.7.31(火)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原7月分 20,487	8-7-12	8事務費	通信費	20,487	50%	10,243
123	高柳	H30.7.31(火)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話7月分 14,930	8-7-13	8事務費	通信費	14,930	50%	7,465
124		H30.8.1(水)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×3枚	6-8-1	6広報広聴費		309		309
125		H30.8.3(金)	しんぶん赤旗新聞代 7月分	5-8-1	5資料購入費		4,720		4,720
126		H30.8.3(金)	聖教新聞販売店公明新聞 7月分	5-8-2	5資料購入費		1,887		1,887
127		H30.8.6(月)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×2枚	6-8-2	6広報広聴費		206		206
128		H30.8.8(水)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×1枚	6-8-3	6広報広聴費		103		103
129		H30.8.17(金)	ベンキョウドー(株) コピー機チャージ料金	8-8-1	8事務費		16,848		16,848
130		H30.8.17(金)	㈱きかんしサーバー利用料7月分、みずほ振込手数料	6-8-4	6広報広聴費		10,908		10,908
131	高柳	H30.8.28(火)	事務所費8月分高柳事務所家賃	8-8-2	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
132		H30.8.18(土)	白鬚東第二自治会としま区政報告会会場費	6-8-5	6広報広聴費		1,500		1,500
133		H30.8.23(木)	日本郵便(株)向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払@103×1枚	6-8-6	6広報広聴費		103		103
134	浅野	H30.8.27(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野8月分 14,971	8-8-8	8事務費	通信費	14,971	50%	7,485
135	としま	H30.8.24(金)	事務所費8月分としま事務所家賃	8-8-4	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
136	村本	H30.8.24(金)	事務所費8月分村本事務所家賃	8-8-5	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
137	原	H30.8.24(金)	事務所費8月分原事務所家賃	8-8-3	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
138	村本	H30.8.27(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本8月分 9,985	8-8-7	8事務費	通信費	9,985	50%	4,992
139	浅野	H30.8.28(火)	事務所費8月分浅野事務所家賃	8-8-6	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
140		H30.8.28(火)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-8-1	1調査研究費		55,000		55,000
141		H30.8.28(火)	聖教新聞販売店公明新聞 8月分	5-8-3	5資料購入費		1,887		1,887
142	原	H30.8.31(金)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原8月分 20,451	8-8-9	8事務費	通信費	20,451	50%	10,225
143	高柳	H30.8.31(金)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話8月分 14,924	8-8-10	8事務費	通信費	14,924	50%	7,462
144		H30.9.7(金)	㈱日本教育新聞社 定期購読日本教育新聞購読料'18.7月~9月、振込手数料	5-9-1	5資料購入費		8,208		8,208
145		H30.9.7(金)	㈱きかんしサーバー利用料8月分、みずほ振込手数料	6-9-1	6広報広聴費		3,348		3,348
146		H30.9.7(金)	ベンキョウドー(株) コピー機チャージ料金	8-9-1	8事務費		9,293		9,293
147		H30.9.25(火)	㈱ジェイコム東京通信契約利用料(H30/7~H30/9迄)振込手数料含	8-9-2	8事務費		19,656		19,656

148		H30.9.25(火)	(株)誌売PR 折込区議団ニュースNo.495号折込料、振込手数料	6-9-2	6広報広聴費		257,796		257,796
149		H30.9.22(土)	すみだ女性センターすみだ女性センター利用料10/23区政懇談会会場費	6-9-3	6広報広聴費		2,400		2,400
150		H30.9.25(火)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-9-1	1調査研究費		110,000		110,000
151	としま	H30.9.25(火)	事務所費9月分としま事務所家賃	8-9-3	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
152	村本	H30.9.25(火)	事務所費9月分村本事務所家賃	8-9-4	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
153	原	H30.9.25(火)	事務所費9月分原事務所家賃	8-9-9	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
154-1,2		H30.9.25(火)	しんぶん赤旗新聞代 8~9月分	5-9-2	5資料購入費		9,440		9,440
155	村本	H30.9.25(火)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本9月分 10,064	8-9-5	8事務費	通信費	10,064	50%	5,032
156	浅野	H30.9.25(火)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野9月分 14,961	8-9-6	8事務費	通信費	14,961	50%	7,480
157	浅野	H30.9.26(水)	事務所費9月分浅野事務所家賃	8-9-7	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
158	高柳	H30.9.28(金)	事務所費9月分高柳事務所家賃	8-9-8	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
159		H30.9.28(金)	本所郵便局10/23区政懇談会案内状送付98通	6-9-4	6広報広聴費		8,036		8,036
160	原	H30.10.1(月)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原9月分 20,880	8-10-1	8事務費	通信費	20,880	50%	10,440
161	高柳	H30.10.1(月)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話9月分 14,936	8-10-2	8事務費	通信費	14,936	50%	7,468
162		H30.10.5(金)	ペンキョウドー(株)コピー機チャージ料金モノクロ9,596円+カラー16,011	8-10-3	8事務費		25,606		25,606
163		H30.10.5(金)	(株)天昇堂シュレッダー フェローズ'425ci2	8-10-4	8事務費		356,616		356,616
166		H30.10.9(火)	消費税をなくす東京の会「NO消費税」2017年4月~2019年3月号迄、払込料	5-10-1	5資料購入費		4,130		4,130
167		H30.10.12(金)	聖教新聞販売店公明新聞 9月分	5-10-2	5資料購入費		1,887		1,887
168		H30.10.12(金)	日本郵便(株)向島郵便局区議団ニュース郵送料 495号72×243通	6-10-1	6広報広聴費		17,496		17,496
169		H30.10.12(金)	日本郵便(株)本所吾妻橋駅前郵便局区議団ニュース郵送料 495号143,69,5通	6-10-2	6広報広聴費		16,654		16,654
173		H30.10.24(水)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-10-1	1調査研究費		110,000		110,000
174		H30.10.24(水)	ディノプリント花井区議団ニュースの印刷第495号、振込料	6-10-3	6広報広聴費		452,898		452,898
175		H30.10.24(水)	(株)きかんしサーバー利用料9月分、みずほ振込手数料	6-10-4	6広報広聴費		10,908		10,908
176	としま	H30.10.25(木)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま10月分 6,042	8-10-5	8事務費	通信費	6,042	50%	3,021
177	村本	H30.10.25(木)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本10月分 10,128	8-10-6	8事務費	通信費	10,128	50%	5,064
178	村本	H30.10.25(木)	事務所費10月分村本事務所家賃	8-10-7	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
179	としま	H30.10.25(木)	事務所費10月分としま事務所家賃	8-10-8	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
180	浅野	H30.10.25(木)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野10月分 15,007	8-10-9	8事務費	通信費	15,007	50%	7,503
181	原	H30.10.25(木)	事務所費10月分原事務所家賃	8-10-12	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
182	高柳	H30.10.26(金)	事務所費10月分高柳事務所家賃	8-10-10	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
183		H30.10.26(金)	しんぶん赤旗新聞代 10月分	5-10-3	5資料購入費		4,720		4,720
184		H30.10.30(火)	向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払1枚	6-10-5	6広報広聴費		103		103
185	浅野	H30.10.31(水)	事務所費10月分浅野事務所家賃	8-10-11	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
186	高柳	H30.10.31(水)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話10月分 14,920	8-10-13	8事務費	通信費	14,920	50%	7,460
187		H30.10.31(水)	白鬚東第一自治会としま区政報告会会場費	6-10-6	6広報広聴費		4,000		4,000
188	原	H30.10.31(水)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原10月分 21,017	8-10-14	8事務費	通信費	21,017	50%	10,508
189		H30.11.2(金)	聖教新聞販売店公明新聞 10月分	5-11-1	5資料購入費		1,887		1,887

190		H30.11.7(水)	日立キャピタル(株) カラー複合機再リース料	8-11-1	8事務費		21,643		21,643
191		H30.11.11(日)	隅田西町区会館管理委員会 会場利用としま区政報告会会場費	6-11-1	6広報広聴費		3,000		3,000
192		H30.11.15(木)	(株)天昇堂シュレッダー専用オイル、みずほ振込手数料	8-11-2	8事務費		1,663		1,663
193		H30.11.15(木)	(株)きかんしサーバー利用料10月分、みずほ振込手数料	6-11-2	6広報広聴費		10,908		10,908
194		H30.11.15(木)	ペンキョワードー(株)コピー機チャージ料金モノクロ8,899円+カラー6,156	8-11-3	8事務費		15,055		15,055
195		H30.11.15(木)	(株)読売PR 折込区議団ニュースNo.496号折込料、振込手数料	6-11-3	6広報広聴費		77,020		77,020
196		H30.11.16(金)	日本郵便(株)向島郵便局区議団ニュース郵送料 496号72×239通	6-11-4	6広報広聴費		17,208		17,208
197		H30.11.16(金)	日本郵便(株)本所吾妻橋駅前郵便局区議団ニュース郵送料 496号145.67.5通	6-11-5	6広報広聴費		16,394		16,394
198		H30.11.21(水)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-11-1	1調査研究費		110,000		110,000
199	としま	H30.11.22(木)	事務所費11月分としま事務所家賃	8-11-4	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
200	原	H30.11.22(木)	事務所費11月分原事務所家賃	8-11-10	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
201	村本	H30.11.23(金)	事務所費11月分村本事務所家賃	8-11-5	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
202	高柳	H30.11.26(月)	事務所費11月分高柳事務所家賃	8-11-6	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
203		H30.11.26(月)	聖教新聞販売店公明新聞11月分	5-11-2	5資料購入費		1,887		1,887
204	としま	H30.11.26(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま11月分 6,100	8-11-8	8事務費	通信費	6,100	50%	3,050
205	浅野	H30.11.26(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野11月分 14,284	8-11-9	8事務費	通信費	14,284	50%	7,142
206		H30.11.26(月)	向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払1枚	6-11-6	6広報広聴費		103		103
207		H30.11.30(金)	しんぶん赤旗新聞代 11月分	5-11-3	5資料購入費		4,720		4,720
208	高柳	H30.11.30(金)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話11月分 14,933	8-11-11	8事務費	通信費	14,933	50%	7,466
209	原	H30.11.30(金)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原11月分 20,956	8-11-12	8事務費	通信費	20,956	50%	10,478
210	浅野	H30.11.30(金)	事務所費11月分浅野事務所家賃	8-11-7	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
211		H30.12.5(水)	(株)天昇堂エプソンカートリッジ、ロール紙、振込手数料	8-12-1	8事務費		45,225		45,225
212		H30.12.5(水)	(株)きかんしサーバー利用料11月分、みずほ振込手数料	6-12-1	6広報広聴費		10,908		10,908
213		H30.12.5(水)	ディノプリント花井区議団ニュースの印刷第496号、振込料	6-12-2	6広報広聴費		204,984		204,984
214		H30.12.5(水)	(株)読売PR 折込区議団ニュースNo.497号折込料、振込手数料	6-12-3	6広報広聴費		30,331		30,331
215		H30.12.18(火)	(株)日本教育新聞社 定期購読日本教育新聞購読料'18.10月~12月	5-12-1	5資料購入費		8,100		8,100
216		H30.12.18(火)	日朝協会東京都連合会新聞代'19/1月~12月新聞代、払込料	5-12-2	5資料購入費		3,730		3,730
217		H30.12.18(火)	全国保育団体連絡会月刊『保育情報』'19年1月~12月	5-12-3	5資料購入費		7,800		7,800
218		H30.12.18(火)	革新都政をつくる会新聞代'18/1月~'18/12迄 振込手数料	5-12-4	5資料購入費		1,500		1,500
219		H30.12.18(火)	ペンキョワードー(株)コピー機チャージ料金モノクロ14,325円+カラー9,350	8-12-2	8事務費		25,569		25,569
220		H30.12.21(金)	吉沢敬一 区議団ニュース原稿料	4-12-1	4資料作成費		30,000		30,000
221	村本	H30.11.26(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本11月分 10,134	8-11-13	8事務費	通信費	10,134	50%	5,067
222		H30.12.21(金)	日本郵便(株)向島郵便局区議団ニュース郵送料 497号72×237通	6-12-4	6広報広聴費		17,064		17,064
223		H30.12.21(金)	日本郵便(株)本所吾妻橋駅前郵便局区議団ニュース郵送料 497号143.67.5通	6-12-5	6広報広聴費		16,250		16,250
224	としま	H30.12.25(火)	事務所費12月分としま事務所家賃	8-12-4	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
225	村本	H30.12.25(火)	事務所費12月分村本事務所家賃	8-12-5	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
226	原	H30.12.25(火)	事務所費12月分原事務所家賃	8-12-7	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000

227	村本	H30.12.25(火)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本12月分 10,338	8-12-8	8事務費	通信費	10,338	50%	5,169
228	浅野	H30.12.25(火)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野12月分 12,901	8-12-9	8事務費	通信費	12,901	50%	6,450
229		H30.12.25(火)	向島郵便局日本共産党墨田区議団アンケート受取人払1枚	6-12-6	6広報広聴費		103		103
230		H30.12.25(火)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-12-1	1調査研究費		110,000		110,000
231		H30.12.25(火)	㈱ジェイコム東京通信契約利用料(H30/10~H30/12迄)振込手数料含	8-12-11	8事務費		19,656		19,656
232	としま	H30.12.25(火)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま12月分 6,052	8-12-10	8事務費	通信費	6,052	50%	3,026
233	浅野	H30.12.26(水)	事務所費12月分浅野事務所家賃	8-12-6	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
234		H30.12.27(木)	聖教新聞販売店公明新聞12月分	5-12-5	5資料購入費		1,887		1,887
235	原	H31.1.4(金)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原12月分 20,693	8-1-1	8事務費	通信費	20,693	50%	10,346
236	高柳	H31.1.4(金)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話12月分 14,924	8-1-2	8事務費	通信費	14,924	50%	7,462
237	高柳	H31.1.8(火)	事務所費12月分高柳事務所家賃	8-1-3	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
238		H31.1.18(金)	㈱きかんしサーバー利用料12月分、みずほ振込手数料	6-1-1	6広報広聴費		10,908		10,908
239		H31.1.18(金)	ディノプリント花井区議団ニュースの印刷第497号、振込料	6-1-2	6広報広聴費		167,130		167,130
240		H31.1.18(金)	ペンキョウードー(㈱コピー機チャージ料金モノクロ11,135円+カラー8,575)	8-1-4	8事務費		21,286		21,286
241		H31.1.18(金)	しんぶん赤旗新聞代 12月分	5-1-1	5資料購入費		4,720		4,720
242	浅野	H31.1.27(日)	事務所費1月分浅野事務所家賃	8-1-5	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
243		H31.1.23(水)	㈱天昇堂シュレツダー袋、振込手数料	8-1-6	8事務費		6,156		6,156
244	としま	H31.1.25(金)	事務所費1月分としま事務所家賃	8-1-7	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
245	村本	H31.1.25(金)	事務所費1月分村本事務所家賃	8-1-8	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
246		H31.1.25(金)	しんぶん赤旗新聞代 1月分	5-1-2	5資料購入費		4,827		4,827
247		H31.1.25(金)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-1-1	1調査研究費		71,000		71,000
248	村本	H31.1.25(金)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本1月分 10,163	8-1-9	8事務費	通信費	10,163	50%	5,081
249	としま	H31.1.25(金)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま1月分 6,410	8-1-10	8事務費	通信費	6,410	50%	3,205
250	浅野	H31.1.25(金)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野1月分 12,917	8-1-11	8事務費	通信費	12,917	50%	6,458
251		H31.1.25(金)	すみだ女性センターすみだ女性センター利用料2/15区政報告会会場費	6-1-3	6広報広聴費		2,400		2,400
252	高柳	H31.1.29(火)	事務所費1月分高柳事務所家賃	8-1-12	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
253		H31.1.29(火)	向島郵便局2/15区政懇談会、案内状送付40通×82円	6-1-4	6広報広聴費		3,280		3,280
254	高柳	H31.1.31(木)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話1月分 14,917	8-1-13	8事務費	通信費	14,917	50%	7,458
255	原	H31.1.31(木)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原1月分 21,444	8-1-14	8事務費	通信費	21,444	50%	10,722
256	原	H31.1.25(金)	事務所費1月分原事務所家賃	8-1-15	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
257		H31.2.4(月)	聖教新聞販売店公明新聞1月分	5-2-1	5資料購入費		1,887		1,887
258	としま	H31.2.25(月)	事務所費2月分としま事務所家賃	8-2-1	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
259	村本	H31.2.25(月)	事務所費2月分村本事務所家賃	8-2-2	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
260	浅野	H31.2.25(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野2月分 12,898	8-2-3	8事務費	通信費	12,898	50%	6,449
261	としま	H31.2.25(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま2月分 6,097	8-2-4	8事務費	通信費	6,097	50%	3,048
262	村本	H31.2.25(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本2月分 10,134	8-2-5	8事務費	通信費	10,134	50%	5,067
263		H31.2.26(火)	㈱きかんしサーバー利用料1月分、みずほ振込手数料	6-2-1	6広報広聴費		3,348		3,348

264		H31.2.26(火)	ペンキョウードー(株)コピー機チャージ料金モノクロ4,098円+カラー6,750	8-2-6	8事務費		10,848		10,848
265		H31.2.26(火)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-2-1	1調査研究費		110,000		110,000
266	高柳	H31.2.28(木)	事務所費2月分高柳事務所家賃	8-2-7	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
267	高柳	H31.2.28(木)	通信費 NTTファイナンス高柳 携帯電話2月分 14,911	8-2-8	8事務費	通信費	14,911	50%	7,455
268	原	H31.2.28(木)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原2月分 22,080	8-2-9	8事務費	通信費	22,080	50%	11,040
269	浅野	H31.2.28(木)	事務所費2月分浅野事務所家賃	8-2-10	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
270	原	H31.2.25(月)	事務所費2月分原事務所家賃	8-2-11	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
271		H31.3.1(金)	聖教新聞販売店公明新聞2月分	5-3-1	5資料購入費		1,887		1,887
272		H31.3.6(水)	消費税をなくす東京の会「NO消費税」2019年4月～2020年3月号迄、払込料	5-3-2	5資料購入費		2,130		2,130
273		H31.3.6(水)	「月刊女性&運動」編集部「月刊女性&運動」編集部 '19/3～'20/2月迄@300	5-3-3	5資料購入費		3,600		3,600
274		H31.3.6(水)	ペンキョウードー(株)コピー機チャージ料金モノクロ14,617円+カラー5,211	8-3-1	8事務費		19,828		19,828
275		H31.3.6(水)	(株)本の泉社本の泉社 ゆたかなくらし'19/4～'20/3月迄	5-3-4	5資料購入費		11,040		11,040
276		H31.3.6(水)	しんぶん赤旗新聞代 2月分	5-3-5	5資料購入費		4,827		4,827
277		H31.3.6(水)	(株)天昇堂エプソンインク、ロール紙、振込手数料	8-3-2	8事務費		32,923		32,923
278		H31.3.12(火)	墨田民主商工会墨田民主商工会 商工新聞'18.4～'19.3迄	5-3-6	5資料購入費		9,600		9,600
279		H31.3.22(金)	関日本教育新聞社 定期購読日本教育新聞購読料'19.1月～3月、振込手数料	5-3-7	5資料購入費		8,208		8,208
280		H31.3.22(金)	しんぶん赤旗新聞代 3月分	5-3-8	5資料購入費		4,827		4,827
281		H31.3.22(金)	中小商工業研究所中小商工業研究所 第139～142号 みずほ振込手数料	5-3-9	5資料購入費		5,216		5,216
282		H31.3.22(金)	(株)ジェイコム東京通信契約利用料(H31/1～H31/3迄)振込手数料含	8-3-10	8事務費		19,656		19,656
283		H31.3.22(金)	(株)きかんしサーバー利用料2月分、みずほ振込手数料	6-3-1	6広報広聴費		3,348		3,348
284		H31.3.22(金)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-3-1	1調査研究費		110,000		110,000
285		H31.3.22(金)	区画整理、再開発対策全国連絡会議 定期購読区画、再開発通信'19/4～'20/3月分、振込手数料	5-3-10	5資料購入費		8,616		8,616
286	としま	H31.3.25(月)	事務所費3月分としま事務所家賃	8-3-3	8事務費	事務所費	97,200	50%	30,000
287	村本	H31.3.25(月)	事務所費3月分村本事務所家賃	8-3-4	8事務費	事務所費	90,000	50%	30,000
288	としま	H31.3.25(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま3月分 6,480	8-3-5	8事務費	通信費	6,480	50%	3,240
289	高柳	H31.3.26(火)	事務所費3月分高柳事務所家賃	8-3-6	8事務費	事務所費	62,000	50%	30,000
290		H31.3.26(火)	デインプリント花井区議団ニュースの印刷第498号、振込料	6-3-2	6広報広聴費		142,992		142,992
291		H31.3.26(火)	(株)読売PR 折込区議団ニュースNo.498号折込料、振込手数料	6-3-3	6広報広聴費		42,627		42,627
292	浅野	H31.3.26(火)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 浅野3月分 12,963	8-3-7	8事務費	通信費	12,963	50%	6,481
293		H31.3.29(金)	日本郵便(株)向島郵便局区議団ニュース郵送料 498号72×225通	6-3-4	6広報広聴費		16,200		16,200
294		H31.3.29(金)	日本郵便(株)本所郵便局区議団ニュース郵送料 498号144、82、5通	6-3-5	6広報広聴費		15,338		15,338
295		H31.3.29(金)	赤旗墨田出張所赤旗墨田出張所 区議団ニュース折込 @2,500×7回	6-3-6	6広報広聴費		17,500		17,500
296	浅野	H31.3.28(木)	事務所費3月分浅野事務所家賃	8-3-8	8事務費	事務所費	75,600	50%	30,000
297	原	H31.3.25(月)	事務所費3月分原事務所家賃	8-3-9	8事務費	事務所費	60,000	50%	30,000
298	村本	H31.3.25(月)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本3月分 10,166	8-3-10	8事務費	通信費	10,166	50%	5,083
合計							11,376,716		8,200,690



	費目別集計	請求額	備考
1	調査研究費	1,184,000	
2	研修費	286,282	
3	会議費	0	
4	資料作成費	30,000	
5	資料購入費	240,188	
6	広報広聴費	3,505,511	
7	要請陳情活動費	0	
8	事務費	2,954,709	
9	人件費	0	
	合計	8,200,690	

領収書番号と電話番号

	領収書番号	電話番号	FAX番号	携帯電話番号
高柳 東彦	5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
原 努	4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
としま 剛	3			[REDACTED]
浅野 清美	2			[REDACTED]
				[REDACTED]
村本 裕哉	1			[REDACTED]

備 品 台 帳

項 目：事務費

備品 番号	品 名	規 格	金 額 (円)	数 量 (台・個)	取得日 消滅日	処理区分 (購入・リース)	会派名 設置場所等 (使用者等)	購 入 先 等 (社名、住所、電話番号等)	備 考
E-1	デジタルカメラ	FinePix S8000fd	61,350	1	H19.9.26	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
E-2	パソコン2台	LL850/K LaVie Vista	366,568	2	H19.10.12 H27.6.2	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
E-3	パソコン2台	LL850/K LaVie Vista	386,568	2	H19.11.27 H29.7.21	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
E-4	パソコン	VALUSTAR VE570/WG	129,048	1	H22.5.18	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
E-5	拡大プリンタ	EPSON PX-F8000	292,425	1	H22.11.1	購入 リース	区議団控室	総合商社ベンキョウドー(株)	
E-6	放射線測定器	Dose RAE2	67,740	1	H23.6.22	購入 リース	区議団控室	エックスブレインズ	
E-7	カラー複合機	TASKalfa3050ci	1,052,100	1	H23.9.20	購入 リース	区議団控室	総合商社ベンキョウドー(株)	
E-8	パソコン	PC-VY22AFZ76	84,000	1	H23.9.30 H26.5.2	購入 リース	区議団控室	総合商社ベンキョウドー(株)	
E-9	モバイル	Surface™	55,376	1	H25.10.7	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	

E-10	パソコン	VALUSTAR LL750RSW-YC	153,000	1	H26.5.2	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
E-11	パソコン	dynabook PD71PWP-BHA	143,660	1	H27.6.2	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
E-12	パソコン	LaVie NS700GAB-YC	169,800	1	H29.7.21	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
E-13	パソコン	LaVie NS700GAB-YC	169,800	1	H29.7.21	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
E-14	パソコン	DEL NI45-7NHBB	107,521	1	H29.8.2	購入 リース	区議団控室	ヨドバシカメラ錦糸町店	
E-15	シュレッダー	7エフス 425Ci-2	356,400	1	H30.9.21	購入 リース	区議団控室	榎天昇堂	
						購入 リース			
						購入 リース			
						購入 リース			
						購入 リース			
						購入 リース			
						購入 リース			
						購入 リース			

## 事務所用建物賃貸借契約書

鈴木進（以下「甲」という）と高柳東彦（以下「乙」という）は、2015年6月8日付「高柳東彦事務所の工事費負担や家賃等に関する覚書」に基づき、事務所用建物賃貸借契約を、次のとおり締結した。

1. 甲はその所有する下記の建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
  - (1) 所在地等 東京都墨田区京島1-6-6-103 アトラスタワー曳舟
  - (2) 構造・床面積 鉄筋コンクリート造 33.10平方メートル
2. 賃貸借の期間は、2016年1月1日から2018年12月31日までの3年間とする。ただし、甲乙に特別な事情が生じない限り、2026年3月31日までは、事務所として賃貸借し、その後も更新できるものとする。
3. 乙は、本件建物を、日本共産党議員や後援会の事務所として使用するものとし、善良な管理者として、建物の適切な管理・運営を行う。
4. 賃料は、1か月金62,000円とし、乙は、毎月末日までにその翌月分を甲の指定する口座に振り込むものとする。ただし、経済事情の変動、管理費等や公租公課の増額などで不相当となったときは、甲乙協議の上、賃料を増減することができる。
5. 甲は、建物に関する管理費および修繕積立金、公租公課を負担し、乙は、電気や水道等の使用料、修繕費等を負担するものとする。
6. 乙は次の場合には、事前に甲の承諾を受けなければならない。
  - (1) 建物の模様替え、または造作など、大幅な工作をするとき。
  - (2) 賃借権の譲渡若しくは転貸、またはこれらに準ずる行為をするとき。
  - (3) 使用目的を変更するとき。
7. 乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有又は保管する備品等を自己の費用で収去し、甲に明け渡すものとする。
8. 甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約に定めない事項が生じたとき、又は本契約の見直しが必要になった時には、誠意をもって甲乙間で協議し解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

2015年12月6日

甲 埼玉県比企郡小川町奈良梨

鈴木進

乙 東京都墨田区京島2-9-1-1102

高柳東彦

# 建物賃貸借契約書

賃貸人 堀口亮一 と賃借人 原 努 との間、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

- 第 一 条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。  
建物の所在場所 東京都墨田区緑四丁目貳番五号
- 第 二 条 賃貸借の期間は貳〇〇五年 五月 貳 日から貳〇〇五年 四月 貳〇 日までの 五 年間とします。
- 第 三 条 賃料は毎月金 六 万円 円也とし、賃借人は毎月 日までに 翌 月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の急激な変動、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。
- 第 四 条 賃貸人は敷金として金 〇 円也を賃借人から申し受けるものとします。
- 第 五 条 賃借人は、本件建物を 専ら事務所 に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。
- 第 六 条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。  
一、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。  
二、賃借権の譲渡もしくは転賃またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 第 七 条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。  
一、貳か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。  
二、賃料の支払いをしはじはば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。  
三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。  
四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。
- 第 八 条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。
- 第 九 条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によつて建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。
- 第 十 条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。
- 第 十一 条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもつてその弁済に充当することができるものとします。
- 第 十二 条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。
- 第 十三 条 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃借人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。
- 第 十四 条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。
- 第 十五 条 本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の審判裁判所とすることに各当事者は合意しました。
- 第 十六 条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 貳 通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

貳〇〇五年 五月 貳 日

賃貸人 現住所 東京都墨田区墨田 [Redacted]  
氏名 堀口亮一 ①

賃借人 現住所 東京都墨田区石原四丁目貳番参号参  
氏名 高野ハイツ 原 努 ①

連帯保証人 現住所  
氏名 [Redacted] ①

# 貸借契約書

(更新)

明華店舗

耿健一様

戸嶋 剛 様

# 事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主  耿 健一  (以下「甲」という) と

借主  戸嶋 剛  (以下「乙」という) と

連帯保証人  阿藤 和之  (以下「丙」という) とは、

事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	明華店舗			1 階		
	所 在 地	(登記簿) 墨田区墨田3丁目235番地					
		(住居表示) 墨田区墨田3丁目39-6					
	種 類	事務所	家屋番号	235番18			
	構 造	木造				/	2 階建
	面 積	専有	66.11 m <sup>2</sup> (約	坪)	その他使用	m <sup>2</sup>	
		バルコニー	m <sup>2</sup> (約	坪)	可能な面積	(約 坪)	
物件の所有者	(住所) 墨田区墨田3丁目39-6						
	(氏名) 耿 健一						
(2) 賃 借 条 件	使用目的	後援会事務所					
	賃 料	月額	97,200 円(うち消費税	7,200 円)	敷 金	(賃料の 1.5 ヶ月分)	
		管理費	月額	0 円(うち消費税		0 円)	(金額) 135,000 円
	共 益 費	月額	0 円(うち消費税	0 円)	(更新時積み増し金)	(金額) 円	
	駐 車 料	月額	0 円(うち消費税	0 円)	礼 金		
	付属施設料	月額	0 円(うち消費税	0 円)	権 利 金		
	雑 費	月額	0 円(うち消費税	0 円)	更 新 料	新賃料の 1 ヶ月分	
	保 險 料	総額	0 円(うち消費税	0 円)	更 新 手 数 料	新賃料の 25 % (別途消費税)	
	保 証 金	(金額)	0 円				
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後 30日以内			保 証 料	円	
	保証金の償却	・建物明渡し時に	0 %	・契約更新時毎に	0 %		
		(総額)	0 円	(総額)	円		
		(うち消費税)	0 円)	(うち消費税)	円 )		
	・その他		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
契約期間	平成30年01月15日 から 平成33年01月14日迄の 3年 0 ヶ月 0 日間						
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。						
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払 (持参先)	(住所) 東京都墨田区墨田3丁目39番6号 (氏名) 耿 健一					
	振込先	トキヨウヒカシヨウキョウ	スガ				
		東京東信用金庫	隅田				
	普通	口座No.	[REDACTED]				
	口座名義人	耿 健一			振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)		
	97,200 円						
翌月分を毎月 末 日迄に前払 (翌月分前払)。							
但し、振込の場合は、 末日までに入金を確認できるものとする。							



		付属施設					
(3) その他	貸与 する 鍵一覧	シャッター	No. H733	1個	自動ドア	No. 8513COWQNP	1個
			No.			No.	
			No.			No.	
		鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成27年01月15日				ポストボックス	

特約事項	特約事項は別紙記載の通りとする
------	-----------------

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

平成 29年 12月 25日

		貸主・甲		借主・乙	
住所	〒 131-0031 墨田区墨田3丁目39-6	〒 131-0031 墨田区墨田 [REDACTED]			
電話番号	[REDACTED]	[REDACTED]			
氏名	耿 健一	戸 嶋 剛			
貸主代理	三葉不動産(株) 代表取締役 吉田秀美	[REDACTED]			
乙の連帯保証人・丙	〒 131-0046 (住所) 東京都墨田区京島1-35-1-412 (氏名) 阿藤 和之 印 (乙との関係) (電話番号) [REDACTED] (勤務先) 日本共産党墨田地区委員会	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先)			印
保証機関					
(緊急時の連絡先)	〒 (住所) (氏名)	(電話番号)		(乙との関係)	
媒介業者			媒介業者		
免許番号	東京都知事(特3) 第25473号	免許番号			
主たる事務所	墨田区墨田3丁目31番9号	主たる事務所			
商号	三葉不動産株式会社	商号			
代表者	代表取締役 吉田秀美	代表者			印
宅地建物取引士			宅地建物取引士		
登録番号	(東京) 第046130号	登録番号			
氏名	吉田 秀美	氏名			印
事務所名	三葉不動産株式会社	事務所名			
所在地	墨田区墨田3丁目31番9号	所在地			
電話	03-3610-3333	電話			

## 特約事項

- 1) 賃貸人の故意過失により、当該物件に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。また解約明渡しの際は本物件を現状に復す事とする。
- 2) 賃貸人は本物件を更新する場合更新料として新賃料の1か月分を、また賃貸人及び賃借人は労務報酬として新賃料の25%+消費税を仲介業者に支払う事とする。
- 3) 鐘ヶ淵通り拡幅の為、次回の更新は道路拡幅状況を見ながら双方協議の上、決定する。

### 【前面道路拡幅に関する事項】

- 本物件は東京都市計画道路事業補助線街路第120号線（鐘ヶ淵通り）の事業計画区域である。
- 公共事業の土地収用法に基づく立ち退きがあり、時期については不明だが詳細が決定した場合は、立ち退かなければならない。
- 賃借人は、本物件の前面道路が事業計画区域であることを確認し、理解の上、本契約を締結した。
- 立ち退き費用は借主の負担で行い、貸主は負担を負わない。

○上記問い合わせ先 東京都第二区画整理事務所換地課  
街づくり用地担当係 TEL 03-3882-1894

## 事業用建物賃貸借契約約款

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、本契約(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を、本契約の(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、以下のとおり締結した。

### (契約期間及び更新料)

第2条 契約期間は、本契約の(2)に記載のとおりとする。  
2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。  
3 本契約が更新される場合には、乙は、甲に対し、本契約の(2)に記載する更新料を支払わなければならない。

### (賃料)

第3条 乙は、本契約の(2)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。  
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。  
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。  
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。  
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。  
3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

### (管理費・共益費等)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、管理費、共益費等を本契約の(2)の記載に従い甲に支払うものとする。  
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により管理費、共益費等が不相当となったときは、協議の上、管理費、共益費を改定することができる。  
3 1ヵ月に満たない期間の管理費、共益費等は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。  
4 乙は、本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

### (消費税)

第5条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。尚、契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。

### (負担の帰属)

第6条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。  
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (敷金・保証金)

第7条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、本契約の(2)に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には利息はつけない。  
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理費、共益費等その他の債務と相殺をすることができない。  
3 賃料が増額された場合、乙は、敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に、本契約の(2)に記載する月数分相当額とする。  
4 保証金の償却方法並びに償却率については、本契約の(2)に記載のとおりとする。保証金が償却された場合には、償却時から10日以内に償却分を補填しなければならない。  
5 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の差引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
6 前項の規定により乙の債務額を差引くときは、甲は、敷金・保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (礼金・権利金)

第8条 乙は、本契約締結と同時に、本契約の(2)に記載する礼金・権利金を甲に支払うものとする。但し、乙は、本契約締結後は、甲に対し、本契約の(2)に記載する礼金・権利金の返還を求めることは出来ない。

### (反社会的勢力ではないことの確約)

第9条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

（禁止又は制限される行為）

第10条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は敷金又は保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
  - 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
  - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入させること。
- 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

（乙の管理義務）

第11条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本契約（3）に記載する鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

（修繕費の負担部分）

第12条 甲は、建物の躯体及び付属設備の維持保全に必要な義務を負う。

- 2 本物件内の壁・天井・床などに関する修繕（塗装替え含む）及び付属物件の修繕についての費用は原則として乙の負担とする。
- 3 第1項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 4 本物件内に破損箇所を生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償する。

（内装造作諸設備工事）

第13条 本契約後乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は、付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ乙は計画書面による提出をもって甲の承諾を得なければならない。この工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

- 2 乙が甲の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約の終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。

- 3 乙が甲の承認を得ずして、第1項の掲示や原状変更の行為をなした場合にはこの為が生じた障害の損害賠償は勿論、直ちに原状回復の義務を負う。

#### (契約の解除・消滅)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第一号及び第二号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
  - 三 破産手続きの開始。
  - 四 民事再生手続きの開始。
  - 五 特別清算手続きの開始。
  - 六 会社更生手続きの開始。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を本契約の(2)記載の目的以外の用に供したとき。
  - 二 第10条(第4項の第四号から第七号を除く。)のいずれかの規定に違反したとき。
  - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
  - 四 銀行取引停止処分を受け、又は破産手続き、民事再生手続き、特別清算手続き、会社更生手続きの申立があったとき、あるいは著しい信用不安を生じたとき。
  - 五 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
- 3 甲又は乙の一方について、次の各号の一に該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第9条の確約に反する事実が判明したとき。
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 甲は、乙が第10条第4項第四号から第七号に掲げる行為を行った場合、又は次に掲げる事由に該当したときは、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 乙又はその使用人に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があったとき。
  - 二 乙又はその使用人が、暴力団若しくは極左・極右暴力団の構成員、又はこれらの支配下にあるものと判明したとき。
  - 三 乙又はその使用人が、暴力団若しくは極左・極右暴力団の構成員、又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復、継続して出入りさせたり、近隣居住者の平穩を害するおそれのある行為を行ったとき。
  - 四 乙又はその使用人が、本物件を暴力団若しくは極左・極右暴力団の事務所かアジトとして使用した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用することを許容したとき。
  - 五 乙又はその使用人が、オウム真理教等の宗教団体の信者、又はこれらの支配下にあるものと判明したとき。
- 5 天災地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。

#### (乙からの解約)

第15条 乙は、甲に対して解約の申入れをした場合には、本契約の(2)記載のとおり本契約を解約することができる。  
2 前項の規定にかかわらず、乙は、本契約の(2)に掲げる解約の申入れの日から解約の効力の発生する日までの賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

第16条 乙は、本物件の明渡しをするときには、明渡し日をその30日前までに甲に通知し、立会日を協議しなければならない。  
2 乙は、第14条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。  
3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。  
4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。  
5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件の引渡し当初の原状に復せしめなければならない。  
6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。  
7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 本物件の管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(立退料等の請求禁止)

第21条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・損害賠償その他何等の名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。

(連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(公正証書の作成)

第26条 乙及び連帯保証人は、甲の請求がある場合には、本契約及びこの約款と同趣旨の内容の強制執行許諾文言付公正証書を作成することに同意する。

(更新に関する事項及び特約事項)

第27条 更新に関する事項及び特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

## 【賃 貸 借 契 約 書】

【標 記】

物 件 の 表 示	
物 件 名 称	田中1階事務所
部 屋 番 号	
住 居 表 示	東京都墨田区立花4丁目27番14号
構 造 及 び 規 模	鉄骨陸屋根造 3階建
延 床 面 積	27.2㎡
賃貸条件及び支払い方法	
賃料（月額）	金70,000円（税別）
管 理 費	無
礼 金	
敷 金	金210,000円也
契 約 期 間	平成29年12月1日より平成32年11月30日迄
更 新 料	新賃料の1.5ヶ月分
更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分(消費税別途)
使 用 目 的	事務所
入 居 者 氏 名	別紙 更新契約内容確認書記載とおり
賃料等の支払日	毎月末日まで
賃料等の支払方法	振込
賃料等振込先	金融機関： 東日本銀行 支店名： 立花支店 口 座： 普通口座 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 名義人： 田中繁信（タナカ シゲノブ）  ※振込手数料は借主の負担とします。
引渡鍵個数	

貸主 田中 繁信 (以下甲と称す)

借主 浅野 清美 (以下乙と称す)

契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各巻通を所持する。

平成29年11月18日

貸主(甲)住所 東京都墨田区立花 [REDACTED]

氏名 田中繁信 [REDACTED]

借主(乙)住所 東京都墨田区立花4丁目37-1- Y-7平#301号室

氏名 浅野清美 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

連帯保証人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

TEL \_\_\_\_\_

仲介人 東京都墨田区立花4丁目23番6号  
株式会社 クレッシュエンドハウス  
東京都知事(6)第70742号  
代表取締役 齊藤太司



宅地建物取引士 氏名 齊藤太司 [REDACTED]  
登録番号 東京都知事第70515号



標記に就き貸主を甲とし借主を乙として、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により事務所を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は平成29年12月1日より平成32年11月30日迄の向こう3ヵ年間でする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか又は指定したる方法にて支払うこと。

第4条 ガス・水道・電気・その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

第5条 事務所は現状のまま使用するものとし、事務所又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は甲の承諾の上無償にて残置するものとする。

第6条 乙は本件事務所に於いて共産党事務所以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

- 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
- 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- 3) 乙が賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 乙は故意及び過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償をしなければならない。乙が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠った時は、甲は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に事務所を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ精算し乙に返還すること。

第10条 (暴力団等反社会的勢力に対する無催告解除)

乙が次の各号の(1)に該当したときは、甲は、何等の催告を要せず本契約を解除することができ、乙は、本物件を直ちに明け渡さなければならない。

- 1) 乙または連帯保証人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者その他反社会的勢力(以下『暴力団等反社会的勢力』という。)であることが判明したとき。

- 2) 本物件内、共用部分等に暴力団等反社会的勢力であることを感知させる名札、名称、看板、代紋、提灯等を物件に掲示したとき。
- 3) 本物件を暴力団等反社会的勢力に使用させたとき。
- 4) 本物件、共用部分に反復継続して暴力団等反社会的勢力を出入りさせたとき。
- 5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙及び使用者が暴力、障害、脅迫、恐喝、器物損壊、その他の犯罪を行ったとき。
- 6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団等反社会的勢力の威力を背景に、粗野な態度・言動により本件建物の入居者、管理者、本件建物に出入りする者、近隣住民等に不安感、迷惑を与えたとき。
- 7) 乙が無届・無許可営業その他一切の違法な営業行為を行ったとき。

第 11 条 本契約に定めのない事項については、関係法令並びに慣習に従い、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決する。

第 12 条 (特約条項)

- 1) 解約時は設備・備品を撤去し、原状回復費は乙の負担とする。但し、甲が認めた箇所については、その限りではない。
- 1) 更新時は甲へ更新料として新賃料の 1.5 ヶ月分・仲介業者へ新賃料の 0.5 ヶ月(税別)を事務手数料として支払う事とする。

以下余白

不動産貸借契約書

村本裕哉殿

## 事業用建物賃貸借契約書

貸主 鈴木 久 (以下「甲」という) 及び借主 村本裕哉 (以下「乙」という) と連帯保証人 村本修治 (以下「丙」という) とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて以下の条件で本契約を締結した。

### (1) 賃貸借の目的物の表示等

名称	鈴木宅 1階			
所在地	住居表示	東京都墨田区東駒形3丁目5番11号	家屋番号	東駒形三丁目1番7の3
	登記簿	東京都墨田区東駒形3丁目16番地7		
種類	事務所			
構造	鉄骨造陸屋3階建			
面積	専有面積 28.01㎡ (8.47坪)			
その他				
物件の住所	東京都墨田区東駒形3丁目5番11号			
所有者氏名	鈴木 久			

### (2) 賃貸借条件

使用目的	事務所			
賃料	月額	¥90,000円	敷金	賃料の2ヶ月分
	消費税	円		¥180,000円
管理費	月額	円	礼金	賃料のヶ月分
	消費税	円		円
更新料	消費税	新賃料の1ヶ月分円	保証金	賃料のヶ月分
	消費税	円		円
更新事務手数料	消費税	新賃料の25%円	保証金の償却	円
	消費税	別途円		円
火災等保険	借主様負担円			円
契約期間	平成30年6月16日から平成33年6月15日までの3ヶ年間			
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって発生する。			
賃料・管理費・共益費・付属施設料の支払い方法並びに支払い期限	持参払	持参先 住所 氏名		
	振込先	中ノ郷信用組合 / 本店 普通口座 / 口座番号: [REDACTED] 口座名義 / 鈴木久 (すずきひさし)	振込金合計 (振込料は乙の負担) ¥90,000円	
翌月分を毎月末日まで前払い (翌月前払い) 但し、振り込みの場合は1日までに入金を確認できるものとする。				

### (3) その他

付属施設				
貸与鍵	入、口	No.V3653 (2個)	郵便受け	右2回5 左1回6
	シャッター	No.793 (2個)		
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成27年6月13日				

(特約条項)

1. 解約退去時に於いて、室内の破損汚損した部分及び掃除内容に依っては、修繕費等を預入れしている敷金より、借主は貸主に支払う事を合意しました。
2. 本物件を、選挙時に選挙事務所として使用する事は出来ません。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

平成30年 5 月 23日

貸主 (甲)	住 所	東京都墨田区東駒形3丁目5番11号
	氏 名	鈴木 久
	電 話	03-3623-7044
借主 (乙)	住 所	墨田区向島2-20-5 フォーレ向島302号室
	氏 名	村本 裕哉
	電 話	
連帯保証人 (丙)	住 所	大阪府豊能郡能勢町野間出野152番地
	氏 名	村本修治 (別紙、連帯保証人承諾書添付)
	電 話	072-737-1802

媒介業者	免許番号 所在地 商号 代表者 電話	東京都知事 (7) 第57748号 東京都墨田区東駒形4丁目2番4号 有限会社 第一京葉不動産 原間井 祐司 03-3626-3852
宅地建物 取引士	登録番号 氏 名	東京都知事 第128378号 原間井 祐司
媒介業者	免許番号 事務所 商号 代表者 電話	
宅地建物 取引士	登録番号 氏 名	

## 事業用建物賃貸借契約約款

### (賃貸借の目的物)

第1条 賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）は事業用建物賃貸借契約書（以下「本契約」という。）の（1）に記載するとおりとする。

### (契約期間および更新料)

第2条 1. 契約期間は、本契約の（2）に記載するとおりとする。

2. 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。この場合、乙は、甲に対し、本契約の（2）に記載する更新料を支払わなければならない。

### (使用目的)

第3条 乙は、本契約の（2）に記載する目的として本物件を使用しなければならない。

### (賃料)

第4条 1. 乙は、本契約の（2）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月分の日数を日割計算をした額とする。

3. 乙は、本契約の（2）の記載に基づき解約の申入れをした場合でも、解約の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。

4. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

一. 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。

二. 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。

三. 近隣同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

### (管理・共益費等)

第5条 1. 乙は、本契約の（2）に記載する管理・共益費及び付属施設料並びに看板使用料等雑費（以下「管理・共益費等」という。）を甲に支払い、固定資産税、地代及び修繕積立金は甲の負担とする。

2. 前項の管理・共益費等は、本契約の（2）の記載に従い、支払わなければならない。

3. 1ヶ月に満たない期間の管理・共益費等は、その月分の日数を日割計算をした額とする。但し、この場合も前条第3項を準用する。

4. 甲及び乙は、管理・共益費等が前条第4項に準じる事由により不相当となったときは、協議の上、管理・共益費等を改定することができる。

5. 電気・ガス・水道及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は、乙の負担とする。但し、個別のメーターを設置しない場合には、甲の請求に基づき支払うものとする。

6. 衛生・防火・防犯その他世帯主として負担すべき費用等は、乙の負担とする。

7. トイレ・浴室・台所・上下水道・エアコン等の故障について乙の使用方法に原因が存するときは、乙の費用負担とする。

8. 乙は本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

### (消費税)

第6条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等、礼金、更新料等について消費税を支払わなければならない。尚、契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料、管理費、共益費、礼金、更新料等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことを、あらかじめ承認する。

### (敷金・保証金)

第7条 1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、本契約の（2）に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には利息をつけない。

2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理・共益費等その他の債務と相殺をすることができない。

3. 乙は敷金・保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

4. 賃料が増額されたときは、敷金・保証金もそれに応じ増額され、乙は直ちにその増額分を甲に預け入れなければならない。

5. 保証金の償却方法並びに償却率については、本契約の（2）に記載のとおりとする。保証金が償却された場合には、償却時から10日以内に償却分を補填しなければならない。

6. 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金・保証金から差し引くことができる。この場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

7. 敷金・保証金残金の返還の期日は、明渡しと債務履行後より1ヶ月以内とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第8条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

1. 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
2. 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（事業を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - 一. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - 二. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(礼金)

第9条 乙は、本契約締結と同時に、本契約の（2）に記載する礼金を甲に支払うものとする。但し、乙は、本契約締結後は、甲に対し、本契約の（2）に記載する礼金の返還を求めることはできない。

(禁止又は制限される行為)

第10条 1. 乙は本契約の（2）に記載の使用目的を変更してはならない。

2. 乙は、甲の承諾なく、本物件の全部又は一部につき、賃貸権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示してはならない。  
乙は、甲の承諾なく、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。  
代表者等役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の譲渡とみなす。  
乙は、甲の承諾なく同居人の数を増員し、あるいは、同居人を変更してはならない。
3. 乙は、甲の承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は、本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
4. 乙は、甲の承諾なく鍵（シリンダー錠を含む）の追加設置・交換・複製をしてはならない。
5. 乙は、本物件において次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。但し、二・五・六・七・八については、甲の承諾がある場合にはこの限りではない。
  - 一. 鉄砲、刀剣類又は爆発性発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二. 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備えつけること
  - 三. 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
  - 四. 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと
  - 五. 犬、猫、猛獣、爬虫類等明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること
  - 六. 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
  - 七. 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を提示すること
  - 八. 立入禁止区域内に立ち入ること

(借主の管理義務)

第11条 1. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2. 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
3. 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
4. 本契約締結と同時に甲は、乙宛入室に必要な鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管且つ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。乙は、本物件の明渡しの際、貸与を受けた鍵（複製した鍵があれば複製鍵全部）を甲に返却しなければならない。

(通知義務)

第12条 1. 乙の住所・名称・氏名等に変更がある場合は、直ちに甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。

2. 乙の代表者（支店長、その他名称の如何にかかわらず法律上又は事実上、本物件を使用し、若しくは支配する責任者を含む）に変更がある場合には、直ちに甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。
3. 乙の連帯保証人に住所・名称・氏名・電話番号等に変更がある場合は、直ちに甲又は甲の指定する者に通知し承諾を得なければならない。
4. 乙が、本物件に電話を設置する場合は、電話番号が決まり次第、速やかに甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件を10日以上営業並びに操業を停止する場合は、期間・緊急連絡先等を事前に甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。
6. 乙は、防火責任者を指定するものとし、防火責任者の指定及び変更をしたときは、直ちに甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。

7. 本物件が自然力その他の原因により変異を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、乙は、速やかにこの旨を甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。
8. 乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲又は甲の指定する者にその宛名と電話番号を通知しなければならない。
9. 乙が法人の場合において、乙の名称・所在地・役員等登記簿内記載事項に変更があった場合には、直ちに登記簿謄本をそえて甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。

(緊急時の管理行為)

- 第13条 1. 甲又は甲の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合あるいは、その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙に通知しなければならない。
2. 甲又は甲の指定する者は、本物件の保守管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知したうえで本物件に立ち入り点検し、適宜な措置を講ずることができる。

(修繕費の負担部分)

- 第14条 1. 甲は、建物の躯体及び付属設備の維持保全に必要な義務を負う。
2. 本物件内の壁、天井、床などに関する修繕（塗装を含む）及び付属物件の修繕についての費用は原則として乙の負担とする。
3. 第1項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
4. 本物件内に破損個所が生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する。

(内装造作諸設備工事)

- 第15条 1. 本契約締結後乙において本物件内に機械設備等の設置、あるいは本物件内の内装造作又は、付属物件の新設・撤去等の現状を変更する場合並びに看板等を設置し、その他の掲示をなす場合はあらかじめ乙は計画書面等を甲に提出し甲の承諾を得なければならない。この工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他の費用の償還を甲に請求しない。
2. 乙が甲の承認を得て施した造作・模様替え、看板、機械設備等は本契約終了の場合においては、買取請求権を放棄し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。
3. 乙が甲の承諾得ずして、1項の改造等の行為をなした場合はこの為が生じた損害の賠償責任は勿論、直ちに原状回復の義務を負担するものとする。

(契約の解除・消滅)

- 第16条 1. 乙において次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、相当期間を定めて催告の上本契約を解除することができる。
- 一. 本契約の(2)に定める賃料、管理・共益費等を1ヶ月分以上支払わない場合
  - 二. 乙が本契約書の各条項に違反した場合
  - 三. 入居申込書の内容について虚偽の事実が認められた場合
2. 乙において本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。
- 一. 乙又はその使用人及び関係者の行為が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すと認められる場合
  - 二. 乙又はその使用人及び関係者に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があった場合
  - 三. 乙又はその使用人及び関係者が、暴力団若しくは極左・極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものと判明した場合
  - 四. 乙又はその使用人及び関係者が、暴力団若しくは極左・極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復、継続して出入りさせたり、近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があった場合
  - 五. 乙又はその使用人及び関係者が、本物件を暴力団若しくは極左・極右暴力集団の事務所かアジトとして使用した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用することを許容した場合
  - 六. 乙が銀行取引停止処分を受け、又は破産、和議等の申立を受けた場合、あるいは著しい信用不安を生じた場合
3. 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。

(解約)

- 第17条 1. 甲乙双方の都合により本契約を解約するときは、甲に於いては6ヶ月前、乙に於いては本契約の(2)のとおり互いに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
2. 前項の規定にもかかわらず、乙は、本契約の(2)に掲げる解約の申入れの日から解約の効力の発生する



日までの賃料及び管理・共益費等の相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し)

- 第18条 1. 乙は、本契約が終了する日までに本物件を賃貸借契約成立時の原状に回復し甲に明渡ししなければならない。又第14条の規定による場合でも原状回復の上、本物件を明渡ししなければならない。但し、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は、乙の費用負担のもとに、原状回復することができる。その場合には、原状回復の内訳を乙に明示するものとする。
2. 乙は、乙又はその使用人、関係者の故意又は過失の行為により、本物件又は、本物件の属する建物及び付属設備に破損、汚損、故障その他の損害を生じさせたときは、甲の承諾のもとに、乙の費用負担で、本物件又は本物件の属する建物を原状回復しなければならない。但し、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は、乙の費用負担のもとに、原状回復することができる。
3. 乙は、本物件の明渡しをするときには、明渡し日をその1ヶ月前までに甲に通知し、立会日を協議しなければならない。但し、乙の債務不履行による解除により、直ちに明渡し場合を除く。
4. 甲及び乙は、第1項の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
5. 明渡しについては、乙は、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の精算を済ませた上で鍵を返却すること。乙の都合で遵守できない場合は、乙の費用負担のもとで甲が残存物の処理等を行うことができる。

(立入り)

- 第19条 1. 甲又は甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、適宜な措置を講ずることができる。
2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲又は甲の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。
3. 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(損害賠償等)

- 第20条 1. 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
2. 乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは、乙は、遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
3. 乙と他の居住者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲は、これに関与しないものとする。
4. 甲は、その責によらない火災、盗難等その他諸設備の故障による乙の損害若しくは本物件の使用を不可能にするような非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。

(立退料等の請求禁止)

- 第21条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は、甲に対して移転料、立退料・損害賠償その他何等の名目を問わず、一切の請求をしないものとする。

(連帯保証人)

- 第22条 1. 連帯保証人は乙と連帯して、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。
2. 丙は、別途、連帯保証人引受承諾書に署名し、実印を押捺しなければならない。
3. 丙は、丙の引受を証する実印を確認するため、印鑑証明書を添付しなければならない。
4. 第1項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は、連帯保証人として適当でないと甲が認めたときは、乙は、甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(協議)

- 第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(訴訟管轄)

- 第24条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所とする。

(特約条項)

- 第25条 特約事項については、本契約書に記載するとおりとする。

敷 金 御 預 り 証



村本裕哉殿

一金180,000円也 (無利息の約定)

上記金額、東京都墨田区東駒形3丁目5番11号所在、鈴木宅 1階を賃貸するに付、  
その敷金として正に御預り致しました。

就ては貴殿御都合により本物件明渡し完了後かつ、貸主に対する一切の義務及び債務を  
完全に履行した後、1ヶ月以内に敷金をお返し致します。

但し、敷金がありましても賃料は毎月末日迄に翌月分を支払う事。

この証を賃料の充当、質権設定等に使用されることはお断りします。

尚、貴殿の過失にて万一火災を發したる時は、損害賠償の一部として收受し御返還は致  
しません。

平成30年 5 月 23 日

住 所 東京都墨田区東駒形3丁目5番11号  
貸 主  
氏 名 鈴 木 久



## 委託契約書

受託者	ふりがな氏名	井手静代
	住所	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 〒 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div>
下記の委託条件で契約します。		
期間	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 30 年 9 月 30 日まで	
就業場所	区議団控室、必要に応じ自宅持ち帰りも可とする。	
仕事内容	アンケート整理・集計・データ化 18万 政務活動費の収支データ入力、領収書整理、実績報告書作成 18万 団ニュースの編集・校正補助、封入、団ニュース・購読紙・書籍整理 10万 政策調査・データ化、文書入力・出力 6.4万	
委託金額	52.4万円	
その他		

契約日 平成30年 4 月 1 日

委託者 日本共産党墨田区議会議員団



受託者 井手静代



## 委 託 契 約 書

受 託 者	ふりがな 氏 名	井 手 静 代
	住 所	[REDACTED] 区 [REDACTED]
下記の委託条件で契約します。		
期 間	平成 30 年 10 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	
就業場所	区議団控室、必要に応じ自宅持ち帰りも可とする。	
仕事内容	アンケート整理・集計・データ化 10万 政務活動費の収支データ入力、領収書整理、実績報告書作成 30万 懇談会・区政報告会等の資料など作成、印刷 10万 団ニュースの編集・校正補助、封入 10万 政策調査・データ化、文書入力・出力 6万	
委託金額	66万円	
その他		

契約日 平成30年 10 月 1 日

委託者 日本共産党墨田区議会議員団 ⑩

受託者 井 手 静 代 ⑩

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	5	
領収書番号	1	8-4-1	代表者 確認日	5/17	経理責任 者確認日
支出日	平成30年4月2日(月)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費 NTTファイブ				
支出金額	7,452 円			減額前(按分前)金額 14,904 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 高柳 携帯電話3月分 14,904				
備考					

領収書添付

〒1131-0046  
墨田区京島2丁目9-1

1102  
高柳 東彦 様

### 電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 XXXXXXXXXX

年月分	支払金額	支払年月日	記 事
2018年 3月分	14,904円	2018年 4月 2日	ドコモご利用分
合計	14,904円		

※1 各通信サービス提供会社にてオンラインで料金照会により、料金照会内容が不明な場合は、「ご請求金額なし」と表示されます。  
 ※2 各通信サービス提供会社との距離が近い場合は、NTTファイナンスとの利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

2018年 5月22日  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	4
領収書番号	2 8-4-2	代表者 確認日	5/7 5/2
支出日	平成30年4月2日(月)		
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費		
支出目的	通信費 NTTファイナンス		
支出金額	9,176 円	減額前(按分前)金額	18,353 円
支払先	領収書の通り		
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話・タブレット代 原3月分 18,353		
備考			

領収書添付

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2018年 4月11日発行)

お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER)  
お客様番号  
(CUSTOMER NUMBER)  
0310-1313-16360

2018年 3月ご請求分	
2018年 4月 2日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	18,353 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名  
(CUSTOMER NAME)  
原 努 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	
領収書番号	3 6-4-1	代表者 確認日	5/7
		経理責任 者確認日	5/2
支出日	平成30年4月8日(日)		
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費		
支出目的	隅田西町会会館管理委員会 会場利用		
支出金額	2,000 円	減額前(按分前)金額	円
支払先	領収書の通り		
支出内容	(品名等を具体的に) としま4/8区政報告会会場費		
備考			

### 会館利用届 (領収)

平成30年 4月 8日


隅田西町会  
会館管理委員会 御中

申込者

住所 東京都墨田区墨田

氏名 としま 裕

電話

委員長印	部長印
	

使用目的	①行事 2. 会議 3. 葬儀 4. 若心クラブ 5. その他
日時	平成30年 4月 8日 午前 二時 ~ 午前 時
料金	金 2,000 円也
備考	※ 冬季暖房費として(11月~3月)の期間 1階 ¥200円・2階 ¥300円を併徴する。



国政、都政そして区政  
いったいどうなっているの？

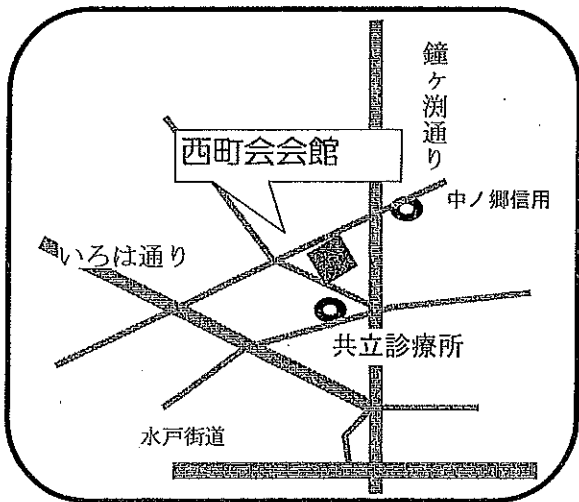


日本共産党  
区議会議員  
としま剛

ぜひお集まり  
ください！

としま剛  
区政報告のつどい

参加無料



期日：4月8日(日)

午後2時～

会場：西町会会館

(墨田3-40-1)

期日：4月15日(日)午後2時～

会場：白鬚団地6号棟集会所

としま剛事務所ニュース

2018年3月号  
発行／としま剛事務所 TEL・(5631)3136

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	4	6-4-2	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日
支出日	平成30年4月8日(日)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	みどりコミュニティセンター 会場利用				
支出金額	700 円			減額前(按分前)金額	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 原4/8区政報告会音響装置				
備考					
領収書添付					

4

### みどりコミュニティセンター利用料領収書

日本共産党墨田区議団  
高柳 東彦 様

平成30年 4月 8日

領収印



登録番号 01400220

みどりコミュニティセンター指定管理者

下記金額を領収いたしました。

領収金額	700円
------	------

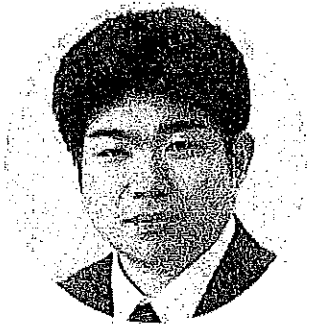
使用施設：みどりコミュニティセンター

申請番号：2017-009003271

適用減免：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的（催し物名）・備品・加算名	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
H30. 4. 8(日) 9:00-13:00	音響装置 1式	700	0	700
使用料合計		700	0	700

# 国政、都政そして区政 いったいどうなっているの？



日本共産党  
区議会議員

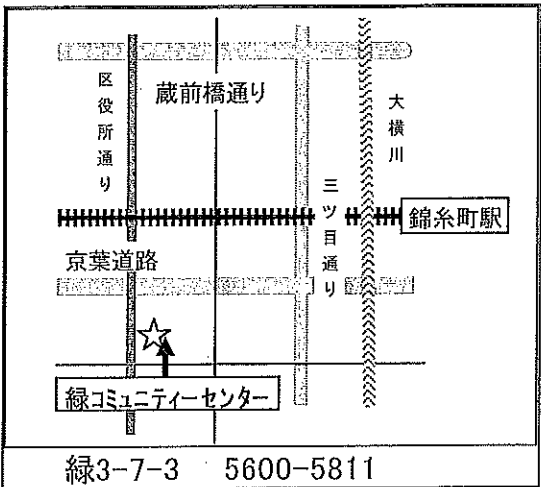
はらつとむ

## はらつとむ 区政報告のつどい

ぜひお集まり  
ください！

期日：4月8日(日)  
午前10時～12時  
会場：緑コミュニティー  
2F会議室 (緑3-7-3)

参加無料



はらつとむ事務所ニュース  
2018年3月号  
発行／はらつとむ事務所 TEL・(3846)4233

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等			
領収書番号	5	6-4-3	代表者 確認日	5/17	経理責任 者確認日	5/2
支出日	平成30年4月13日(金)					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費					
支出目的	日本郵便(株) 向島郵便局					
支出金額	17,784 円			減額前(按分前)金額 円		
支払先	領収書の通り					
支出内容	(品名等を具体的に) 区議団ニュース郵送料 492号@72×247					

5 領収書  
毎度ありがとうございます  
日本共産党墨田区議団様

[別納引受]	
区内特別基(定)	12.0g
@72	247通 ¥17,784
小計	¥17,784
郵便物引受合計通数	247通
課税計	¥17,784
(内消費税等)	¥1,317
非課税計	¥0
合計	¥17,784
お預り金額	¥20,000
おつり	¥2,216

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
取扱日時: 2018年4月13日 17:52  
担当: [Redacted]  
発行No. 180413A6455 端N40箱01  
連絡先: 向島郵便局  
TEL: 03-3619-2006

5 領収書  
毎度ありがとうございます  
日本共産党墨田区議団様

[別納引受]	
区内特別基(定)	12.0g
@72	247通 ¥17,784
小計	¥17,784
郵便物引受合計通数	247通
課税計	¥17,784
(内消費税等)	¥1,317
非課税計	¥0
合計	¥17,784
お預り金額	¥20,000
おつり	¥2,216

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
取扱日時: 2018年4月13日 17:52  
担当: [Redacted]  
発行No. 180413A6455 端N40箱01  
連絡先: 向島郵便局  
TEL: 03-3619-2006

**日本共産党**  
**すみだ区議団ニュース**  
 第492号  
 発行：日本共産党墨田区議団  
 発行責任者：高柳東彦、編集責任者：村本ひさや  
 発行所：墨田区喜望峯1-23-20 喜望峯56006326  
 墨田区役所6階日本共産党区議団控室

**国保料や介護保険料の値上げはやめよ**  
**暮らしを守る区政への転換を求め論戦**  
**日本共産党区議団**

**墨田区議会第1回定例会(2/6~3/29)終わる**

**区予算案「自民、公明、民進などの賛成で可決**

**日本共産党区議団は「予算組み替え案」を提出**

墨田区議会第1回定例会が、2月6日から3月29日までの日程で開かれました。  
 区の新年度予算案を審査する予算特別委員会には、日本共産党から高柳東彦、としま剛、村本ひさやの3区議が委員となり、「予算組み替え案」も提案して積極的な論戦を展開。最終日には、としま区議が「区民に寄り添い、暮らしを守ろう」という姿勢が見られないと予算案に反対して意見を述べました。

としま区議は、「アベノミクスにより大企業は史上最大の利益を上げ、超富裕層の資産は3倍になる一方で、働く人の実賃金は年15万円も減り、各家庭の実質消費支出も約20万円減っている。区政が悪政の防波堤として、暮らしを守る役割を果たすことが強く求められている。」  
 予算案には、学童クラブの増設や障がい者施設の整備など、区民要求に応えた施策もあるが、貧困対策は「各部分からの予算要望額と査定額を比較すると、産業観光費が著しく低く、全体の97.2%に対して



予算特別委員会で意見を述べるとしま区議

予算特別委員会で質問する高柳区議

**党区議団が提案した2018年度予算組み替え案**

■区民の負担軽減を図るもの	1,000,024千円
○国保料(現年度分)の均等割額の1割を助成する	262,820千円
○後期高齢者医療保険料(現年度分)の均等割額の1割を助成する	65,048千円
○介護保険料(現年度分)を1割引き下げる	462,972千円
○保育料の値上げをとりやめる	100,228千円
○高校生・大学生への給付型奨学金(入学準備金)を支給する	40,800千円
○就学援助の入学準備金を2倍に増額する	21,156千円
○高齢者等に家賃助成を行う	47,000千円
■暮らしを応援する事業の充実を図るもの	125,217千円
○低所得者の学習支援事業を拡充する	1,248千円
○高齢者、障がい者、ひとり親家庭、低所得者等の個室借り上げ住宅を100戸増やす	60,358千円
○経営改善のための機器導入補助、及び店舗改装費等の助成を拡充する	15,840千円
○中学生に防災ヘルメットを支給する	17,771千円
○分譲マンションの耐震改修助成の補助率と限度額を引き上げる	30,000千円
■財源は	1,125,241千円
○東電やN・T・Tなどの道路占用料の減免をやめ、基準通りに徴収する	39,500千円
○個室借り上げ住宅の増設分の家賃収入を計上する	6,687千円
○国際ファッションセンターの貸付金残を10年間で返還させる	145,233千円
○北斎基金への新たな積立分を活用する	166,112千円
○北斎資料取得基金を減額する	70,000千円
○国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料を引き下げるため、財政調整基金を活用する	618,068千円
○分譲マンション耐震改修助成の国と都の補助金を計上する	22,500千円
○社会福祉会館の同和相談など、同和関係費を削る	6,277千円
○その他、不要不急の事業を見直す	50,864千円



「予算組み替え案」を提案する村本区議

87.4%と約10ポイントも下回っている。これは、中小企業セクターの廃止など、中小企業施策の凍結や後退を示している」と厳しく指摘。  
 「わが党は、不要不急の事業を見直して財源を確保しました。」

70歳以上の高齢者を対象としたシルバーパスは、発足当時の無料パスでしたが、その後、費用負担が導入され、現在は住民税非課税、または所得125万円以下の高齢者は1千円、それ以外の方は一律2万5千円の負担となっています。そのため購入をためらい、外出を控えている人も多いと言われている。そこで、日本共産党区議団は、所得に応じて

**シルバーパスの負担改善を求め意見書を都に提出**  
**日本共産党が提案**

か、「安倍政権は本心にひびいて、何を信じてよいかかわからない」など、怒りの声が渦巻いています。▼「森友学園」の国有地取引で安倍昭恵氏などの関与がなかったように公文書を書き換えてしまつ財務省。イラク派兵の「日報」を隠ぺいしてきた防衛省。自衛隊。裁量労働制のデータねつ造と過労死隠しの厚生労働省。前川前事務次官の授業に不当介入の文部科学省。どれをとっても、国民主権と民主主義の根幹を突き崩す深刻な事態です。これらは、安倍政権による国政私物化と憲法破壊の強権政治の毒が政府全体にゆきわたり、一気に吹きだしたものだ。もはや安倍政権に政権運営能力がないことは明らかであり、安倍首相の退陣・内閣総辞職しがあります。日本共産党は、市民と野党の共闘をさらに発展させ、国民が主人公の新しい政治の実現に全力をつくします。



# 介護保険料の値上げは23区でトップ 値上げ条例は撤回し、再検討せよ あさの清美区議がきびしく批判



討論を行う、あさの区議

3月29日の本会議で、あさの清美区議が、反対する議案に対する討論を行いました。

補正予算案について、あさの区議は「北斎美術館の資料購入を500万6000万円計上している。この間、20億円を越える北斎資料を購入しており、他の区民施設にも影響を及ぼす。北斎資料の購入基金を引き下げ、今後、このぐらいの収集するのかわかりませんが、」と、納税による収入を絶対的に認められない、約10億円残す基金を全額取り崩すことも、一般会計からの繰り入れを行い、介護保険料を引き下げるべきだと厳しく迫りました。

入を、北斎美術館の特定財源であるかのように扱ってきたが、一般財源として区民福祉の向上に活用すべき」と指摘しました。

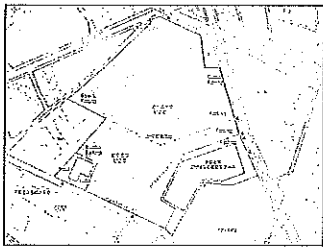
介護保険料の値上げ条例については、あさの区議は「1区の介護保険料の基準額・月6480円は、東京23区の中で足立区に次いで2番目に高く、値上げ幅に至っては断トツの第1位だ。高齢者の暮らしがいつそ深刻なもので、こんな大幅値上げは絶対に認められない。一般会計からの繰り入れを行い、介護保険料を引き下げるべきだと厳しく迫りました。」

## 大学誘致による学校跡地の貸付

### 区は5割減額にして17億円もの便宜

区は昨年12月、旧長舟中学校・西吾嬬小学校跡地に「ICIT分野の専門職大学」の誘致を決め、学校法人・電子学園と協定を結びました。その土地賃付について、3月26日の企画総務委員会で報告されました。

貴付地は、学校跡地の約6割(下図の上半分)1万㎡余で、50年間の一般定期借地権。貴付料は、「地域活性化への貢献が期待され、公共性が



高い」として、5割減額としています。今後のスケジュールは、8月に建設工事着手、2019年末に竣工、2020年4月に開校としています。

日本共産党は「区民施設の場合、5割減額は区の共催事業であり、後援事業は3割減免だ。公共性が高いというが、学生のなかに占める区民の割合はわずか

## 国保料引き下げを求める陳情を 自民・公明・民進などが不採択に はらつとも区議が「採択すべき」と主張



討論を行う、はら区議

討論に立ったのは区議は「今でも重い負担となっている国保料をさらに値上げすることは断じて容認できない。陳情理由にある『保険料をこれ以上加入者に押し付けるのではなく、国庫負担の大幅な増額を国に求め、都にも公費負担の支出を改めて求めるべき』というのは当然の要求。採択すべきだと主張しました。」

「墨田生活を健康を守る会」が提出した「国民健康保険料をこれ以上値上げせず、財源確保のために全力を尽くすことに関する」陳情は、自民・公明、民進などが不採択としてきました。

病名は、胸腺腫でした。この病名は、縦隔腫瘍の一つの胸腺のガンにかなり、都内の有名な私立病院で手術を受けたあと、川崎市の病院で放射線治療を受けました。

毎日、治療のために通院し、10日間に4回くらい放射線を受けていました。夫が車で同伴していました。相当きつい治療でした。放射線も、サイバーナイフという治療で、肺の内で転移したガン細胞をやっつける方法でした。副作用も当然あります。すでに肺は固くなっており、酸素が通常の半分になっていました。今まで遠くの治療機関に行っていたので、近くで受診できることになって、涙を流して



シリーズ

先日、40代の女性が紹介されました。病名は、胸腺腫でした。この病名は、縦隔腫瘍の一つの胸腺のガンにかなり、都内の有名な私立病院で手術を受けたあと、川崎市の病院で放射線治療を受けました。

毎日、治療のために通院し、10日間に4回くらい放射線を受けていました。夫が車で同伴していました。相当きつい治療でした。放射線も、サイバーナイフという治療で、肺の内で転移したガン細胞をやっつける方法でした。副作用も当然あります。すでに肺は固くなっており、酸素が通常の半分になっていました。今まで遠くの治療機関に行っていたので、近くで受診できることになって、涙を流して

## 第1回区議会定例会で議決された議案等と各党の態度

	共産	自民	公明	維新	民進	緑ファ	オン	新す	採択
墨田区付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区総合運動場条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
幼稚園教育職員給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区営住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区高齢者福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区高齢者福祉施設に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区児童アيسーパー施設等の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区介護保険条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
すみだ障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
墨田区手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

※「緑ファ」は「緑のファースト」墨田区議団の略で、「墨田区議会民進墨田の会」から派生変更。「オン」は「墨田 オンブズマン」、「新す」は「新しいすみだ」の略。「採」は「採決」の略で、採決が分かれたため、本会議後に解散。

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	6	6-4-4	代表者 確認日	5/17	経理責任 者確認日
支出日	平成30年4月13日(金)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	日本郵便(株) 本所吾妻橋郵便局				
支出金額	16,322 円			減額前(按分前)金額 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 区議団ニュース郵送料 492号144、67、5通				

6 領収書  
毎度ありがとうございます

[別納引受] 第一種定形 ⑧82	67通	¥5,494
小計		¥5,494
第一種定形 ⑧92	5通	¥460
小計		¥460
区内特別基(定) ⑧72	144通	¥10,368
小計		¥10,368
郵便物引受合計通数 (課税計 内消費税等 非課税計)	216通 ¥16,322 ¥1,209 ¥0	
合計 お預り金額 おつり		¥16,322 ¥16,522 ¥200

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
取扱日時: 2018年4月13日 12:06  
担当: [Redacted] 端N99箱01  
発行先: 本所吾妻橋駅前郵便局  
連絡先: 本所吾妻橋駅前郵便局  
TEL: 03-3622-9917

6 領収書  
毎度ありがとうございます

[別納引受] 第一種定形 ⑧82	67通	¥5,494
小計		¥5,494
第一種定形 ⑧92	5通	¥460
小計		¥460
区内特別基(定) ⑧72	144通	¥10,368
小計		¥10,368
郵便物引受合計通数 (課税計 内消費税等 非課税計)	216通 ¥16,322 ¥1,209 ¥0	
合計 お預り金額 おつり		¥16,322 ¥16,522 ¥200

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
取扱日時: 2018年4月13日 12:06  
担当: [Redacted] 端N99箱01  
発行先: 本所吾妻橋駅前郵便局  
連絡先: 本所吾妻橋駅前郵便局  
TEL: 03-3622-9917



会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	7	6-4-5	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日
支出日	平成30年4月15日(日)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	広報広聴費 白鬚東水神自治会				
支出金額	1,000 円			減額前(按分前)金額 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) としま区政報告会会場費				
備考					

領収書添付

7

領 収 証 様 No. \_\_\_\_\_

金額

但 年 月 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額(%) \_\_\_\_\_

白鬚東水神自治会

661417

# 国政、都政そして区政

## いったいどうなっているの？



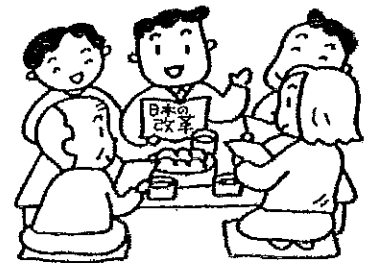
日本共産党  
区議会議員  
としま剛

ぜひお集まり  
ください！

# としま剛 区政報告のつどい

参加無料

期日：4月15日(日)午後2時～  
会場：白鬚団地6号棟集会所



としま剛事務所ニュース

2018年3月号  
発行/としま剛事務所 TEL・(5631)3136

平成 29 年度 政 務 活 動 費 実 績 報 告 書 II

領収書貼付用

会 派 名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	8	8-4-3	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日
支 出 日	平成 30 年 4 月 23 日 ( 月 )				
項 目 (〇を付ける)	1 調査研究費 2 研 修 費 3 会 議 費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事 務 費 9 人 件 費				
支 出 目 的	ベンキョウドー(株)				
支 出 金 額	35,602 円			減額前 (按分前) 金額 円	
支 払 先	領収書の通り				
支 出 内 容	(品名等を具体的に) コピー機チャージ料金				
備 考					

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 **みずほ銀行**

お取引日	2018--4-23	振込・振替先(口座番号)	普通
店番号	0001-0050	お取引口座番号	198****
振込手数料	***0***	お取引金額	35,602
お取引内容	電信振込	お取引後残高	****4,103,143
時刻	1339***0	お取引店番号	005000-10280090

本所  
預金  
録が  
必要  
です。  
くわしくは窓口へ  
みずほ銀行  
本所支店  
ソウゴウシヨウシャベンキョウドー(株)  
カ様  
ニホンキョウサントウスミダクキダクン様  
03-5608-6326

1456

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 **みずほ銀行**

お取引日	2018--4-23	振込・振替先(口座番号)	普通
店番号	0001-0050	お取引口座番号	198****
振込手数料	***0***	お取引金額	35,602
お取引内容	電信振込	お取引後残高	****4,103,143
時刻	1339***0	お取引店番号	005000-10280090

本所  
預金  
録が  
必要  
です。  
くわしくは窓口へ  
みずほ銀行  
本所支店  
ソウゴウシヨウシャベンキョウドー(株)  
カ様  
ニホンキョウサントウスミダクキダクン様  
03-5608-6326

1456

# 請求書

130-0001  
東京都墨田区吾妻橋1-23-20

総合 **ベンキョウドー株式会社**

■営業本部 〒130-0004 東京都墨田区本所3-1-8  
Tel 03-3624-9240(代) Fax 03-3624-8709  
■本社 〒130-0011 東京都墨田区石原2-26-6  
Tel 03-3624-8912 Fax 03-3623-5961  
■荒川支店 〒116-0014 東京都荒川区東日暮里4-27-13  
フラス京日暮里2 204号室  
Tel 03-5811-6655 Fax 03-3624-8709  
■江東支店 〒135-0007 東京都江東区新大橋2-20-7  
カナンハイム501号  
Tel 03-6666-9968 Fax 03-6666-9873



墨田区役所内 共産党区議団 様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
990968	平成30/03/31	末	0571	1	

下記の通りご請求申し上げます。

※振込手数料はお客様のご負担でお願い致します。

前回御請求額	前回分御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
13,851	13,851	0	0	32,965	2,637	35,602

日付	伝票番号	取引区分	商 品 名	数 量	単 価	金 額
平成30/03/06	34675	振込	(000050444 )		(御入金)	13,851
平成30/03/14	92973	掛売上	北-請求枚数 モ/ワ 126258-128531 (00005044 )	2,273枚		
		掛売上	請求枚数 (000050445 )	2,273枚	5.00	11,365
		掛売上	北-請求枚数 カ- 18755-19619 (00005044 )	864枚		
		掛売上	請求枚数	864枚	25.00	21,600
		掛売上	消費税等 (課税対象額 32,965)			2,637
		備考	TASKalfa3050ci			

口座名義：総合商社ベンキョウドー株式会社  
振込先：みずほ銀行 本所支店 普通1587292  
東京都民銀行 錦糸町支店 普通4046252

三菱東京UFJ銀行 本所中央支店 普通0679676

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	
領収書番号	9 5-4-1	代表者確認日	5/7
		経理責任者確認日	5/2
支出日	平成30年4月23日(月)		
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費		
支出目的	資料購入費 東京自治問題研究所 定期購読		
支出金額	14,108 円	減額前(按分前)金額	円
支払先	領収書の通り		
支出内容	(品名等を具体的に) 「月刊東京」「住民と自治」'18/5~'19/4月分、みずほ銀行支払手数料		
備考			

領収書

9 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2018--4-23		
店番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引残高	お取引金額
**108****	****	****14,000
お取引内容	お取引残高	
電信振込	****	****4,147,361
時刻	利用手数料	お取引店番号
1336***0	005000	10280088

本所預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ  
みずほ銀行  
大塚支店  
シャ)トウキヨウジ"チモンダ"イケンキユ  
ウシヨ"様  
ニホンキヨウサントウスミタ"クキ"タン様  
03-5608-6326

1454

9 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2018--4-23		
店番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引残高	お取引金額
**108****	****	****14,000
お取引内容	お取引残高	
電信振込	****	****4,147,361
時刻	利用手数料	お取引店番号
1336***0	005000	10280088

本所預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ  
みずほ銀行  
大塚支店  
シャ)トウキヨウジ"チモンダ"イケンキユ  
ウシヨ"様  
ニホンキヨウサントウスミタ"クキ"タン様  
03-5608-6326

1454

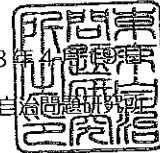
9

## 会費・誌代ご送金のお願い

平素より研究所にご支援ご協力いただき有難うございます。会費・誌代について、当研究所では前納制でお願いしておりますので、下記の通り、冊子到着後2週間以内にご送金頂きますようお願い致します。ご不明な点がございましたら事務局までご連絡下さい。また既にお支払済みでこのお願いと行き違いになりました場合は何卒ご容赦下さい。

2018年

一般社団法人東京自治問題研究所



日本共産党墨田区議団 様

下記の通りご請求申し上げます

会員区分	会費年額	ご請求額
B会員（月刊『東京』と『住民と自治』購読）	14,000 円	14,000 円

2018年5月～2019年4月分 として

\*ご送金は同封の郵便振込用紙をご利用ください。

\*銀行口座振込は、みずほ銀行大塚支店（普）1988405、中央労金池袋支店（普）1631319  
までお願い致します。

平成30年度 政務活動費実績報告書 II

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	10	5-4-2	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日
支出日	平成30年4月23日(月)				
項目 (Oを付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	資料購入費 区画整理・再開発対策全国連絡会議 定期購読				
支出金額	8,616		円	減額前(按分前)金額	円
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 区画・再開発通信'18/4~'19/3月分、振込手数料				
備考					

10 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	当座
2018--4-23	[REDACTED]	
店番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引金額	
**216****	8,400	
お取引内容	お取引後残高	
電信振込	****4,138,745	
時刻	利用手数料	お取引店番号
1338****	005000	10280089

本所預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ  
ゆうちょ銀行  
〇一九  
ククセイリ、サイカイハツタイサクセシ  
コクレソラクカイキ 様  
ニホンキヨウサントウスミダクキダシ 様  
03-5608-6326

1455

10 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	当座
2018--4-23	[REDACTED]	
店番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引金額	
**216****	8,400	
お取引内容	お取引後残高	
電信振込	****4,138,745	
時刻	利用手数料	お取引店番号
1338****	005000	10280089

本所預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ  
ゆうちょ銀行  
〇一九  
ククセイリ、サイカイハツタイサクセシ  
コクレソラクカイキ 様  
ニホンキヨウサントウスミダクキダシ 様  
03-5608-6326

1455

10

2018年4月1日

130-0001

共産党墨田区議団 様

### 請 求 書

先にご納入いただきました会費・誌代がなくなりました。下記のとおりご送金をお願いいたします。

なお当連絡会議の会費・誌代は「前納制を原則」としてお願いしておりますが、「退会・中止なされる場合」はファックス、メール、ハガキ、その他などで必ずご連絡をお願いいたします。

2018年 4月分より 1年分＝¥ 8400円

特定非営利活動法人

めざせ！ 住民主権のまちづくり

区画整理・再開発対策全国連絡会議

162-8512 新宿区矢来町 123 矢来ビル 4F

TEL03-5261-4031 FAX03-5261-4032

メール：info@kukaku.org

ホームページ：http://kukaku.org/

(「区画整理・再開発」で即、検索)

■郵便局から下記の払込取扱票でお送り下さい。銀行振込の場合の口座は下記のとおりです。銀行振込の場合はコンビニのATMからお送りいただけます。その際は、送り主の方が分からないことがありますので、①銀行振込日、②お名前、③下記「会員・読者番号」をファックス、メールなどでお知らせください。

○三菱東京UFJ銀行飯田橋支店（普）3888341

○ゆうちょ銀行〇一九(ゼロイチキュー)店(当)0109854

(名義) 区画整理・再開発対策全国連絡会議



会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等			
領収書番号	11	6-4-6	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	5/2
支出日	平成30年4月23日(月)					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費					
支出目的	広報広聴費 (株)きかんし					
支出金額	10,908		円	減額前(按分前)金額 円		
支払先	領収書の通り					
支出内容	(品名等を具体的に) サーバー利用料3月分、みずほ振込手数料					
備考						

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	2018--4-23	振込・振替先の口座番号	当座
店番号	0001-0050	お取引口座番号	198****
振込手数料	***108***	お取引後残高	****10,800
お取引内容	電信振込 ****4,092,235		
時刻	1339***0	利用手数料	005000-10280091

本所  
現金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ  
みずほ銀行  
虎ノ門支店  
か)キカンシ様  
ニホンキヨウサントウスミタクキダシ様  
03-5608-6326

1457

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	2018--4-23	振込・振替先の口座番号	当座
店番号	0001-0050	お取引口座番号	198****
振込手数料	***108***	お取引後残高	****10,800
お取引内容	電信振込 ****4,092,235		
時刻	1339***0	利用手数料	005000-10280091

本所  
現金保険法の定めで、生年月日の登録が必要です。くわしくは窓口へ  
みずほ銀行  
虎ノ門支店  
か)キカンシ様  
ニホンキヨウサントウスミタクキダシ様  
03-5608-6326

1457

130-0001

東京都墨田区吾妻橋1-23-20  
墨田区役所16階  
日本共産党区議団控室

日本共産党 墨田区議会議員団 様

請求書

29032018-2018030006  
125 9531

2018年03月31日

〒135-0053 東京都江東区辰巳2丁目8番21号

media 株式会社  
center きかんし  
電話 03(5534)1131 ~ 32

《取引銀行》

みずほ銀行 虎ノ門支店 当座 ①6146860 | 三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店 当座 ①6162006  
三井住友銀行 日比谷支店 当座 ①66200192 | 中央労働金庫 虎ノ門支店 当座 ①61006681

下記の通り御請求申し上げます。

御請求金額		号	表	題	型	頁	部	数	紙	価	色刷区分	起票区分	番	号
10,800				サーバ利用料3月分	*	0		0	*		0X0	通		30735
項目名	摘要	金額			項目名	摘要	金額							
ホームページ料		7000			< 発送代 >									
サーバー料		3000			* 発送代小計 *		0							
* 小計 *		10000												
* 消費税額 *	(非課税分を除く)	800												

今回の御請求金額は ¥10,800 です

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	12	5-4-3	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日
支出日	平成30年4月24日(火)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	資料購入費 自治と分権 購読料				
支出金額	5,120 円			減額前(按分前)金額 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 自治と分権 71号-74号				
備考					

領収書添付

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	001307	通常払込 専用口座 番号
加入者名	株式会社 大月書店	
金額	¥5,120	千 百 十 万 千 百 十 円
依頼人	高柳東彦 日本共産党 墨田区議会	
料金	日 附 印 30-04-24 本所吾妻橋 駅前郵便局	
備考	(01012) N94280012	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

12

# 請求書

高柳東彦 様

2018年 4 月 2 日

〒113-0033  
文京区本郷2-27-16 2F

株式会社 大月書店

電話 03-3813-4651

FAX 03-3813-4656

請求金額	¥5,120
------	--------

書名	書名コード	冊数	本体価格	正味	正味金額
自治と分権71号	79171	1	1,000		1,000
自治と分権72号	79172	1	1,000		1,000
自治と分権73号	79173	1	1,000		1,000
自治と分権74号	79174	1	1,000		1,000
送料		4	200		800
消費税					320
合計		4			¥5,120

定期年間ご購読料は前納でお願いしております。  
お振込は以下の口座までお願いいたします。

●郵便振替口座  
口座番号 00130-7-16387

平成30年度 政務活動費実績報告書 II

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	13	5-4-4	代表者 確認日	5/17	経理責任 者確認日
支出日	平成30年4月24日(火)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 ⑤ 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	資料購入費 (株)都政新報社 定期購読				
支出金額	19,200 円			減額前(按分前)金額 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 都政新報'18/5~'19/4月迄、(振込手数料)				
備考					

領収書添付

13 都政新報購読料 請求書 (1年前分納)

年 月 から 年 月 分  
1805 | 1904

組織コード  
43420691  
個人コード  
6737391

墨田区  
区議会

日本共産党墨田区議団 様

前回未収額	円	今回請求	円	今回総請求	円
0		19,200		19,200	

前納割引は  
5月まで払込み  
される方に限らせ  
ていただきます。  
当月以降は無効です。

株式会社 都政新報社  
東京都新宿区西新宿7-12-3ビル  
TEL.03(5330)8781(代)

13 郵便振替払込金受領証

この受領証は、大切に保管して下さい。

口座番号	001302 101470											
加入者名	株式会社 都政新報社											
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 19200											
振込先	銀行 信用金庫 支店											
払込人住所氏名	墨田区吾妻橋1-23-20 日本共産党墨田区議団 様											
料金	(消費税込)											
特殊取扱	受付局日附印 30.4.24 01012											

(ゆうちょ銀行)

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	14	1-4-1	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日
支出日	平成30年4月24日(火)				
項目 (○を付ける)	① 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	委託費				
支出金額	110,000 円			減額前(按分前)金額 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 情報処理、政務活動費関係書類作成・調整等				
備考					

領収書添付

14

領 収 証

No. 70

日本共産党墨田区議会議員団

2018年4月4日

★ 110,000,-

但委託費

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

墨田区堤通1-18-1410  
井手 静江

200円




ココヨ ウケ-78

平成30年度 政務活動費実績報告書 II

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	4			
領収書番号	15	8-4-6	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	5/2
支出日	平成30年4月25日(水)					
項目 (Oを付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費					
支出目的	事務所費4月分					
支出金額	30,000 円			減額前(按分前)金額 60,000 円		
支払先	領収書の通り					
支出内容	(品名等を具体的に) 原事務所家賃 提出した「建物賃貸借契約書」記載の金額60,000円					
備考	領収書の通帳形式で添付してあります。					

領収書添付

15 2018年 2月分	2018年2月23日 受取りました	領収 印鑑	
年 3月分	2018年3月23日 受取りました	領収 印鑑	
✓ 年 4月分	2018年4月25日 受取りました	領収 印鑑	

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	1	
領収書番号	16	8-4-4	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日
支出日	平成30年4月25日(水)				
項目 (〇を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費 KDDI(株)				
支出金額	4,790 円			減額前(按分前)金額 9,581 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話代 村本4月分 9,581				
備考					

領収書添付



16

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2018年 4月ご請求分 ( 3月利用分)

村本 裕哉 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
右記KDDI料金を 4月 25日ご指定の口座から  
振替させていただきました。

**KDDI株式会社**  
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号 KDDIビル

ご請求コード	CUSTOMER CODE	0537096957
領収金額	AMOUNT RECEIVED	9,581円
うち消費税等	TAX	679円
金融機関名	FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名	BRANCH	*****
口座番号	ACCOUNT NUMBER	*****

16

料金明細書

<凡例>税込または免税料金等:「\*」、旧税率計算対象料金:「#」 KDDI 株式会社

村本 裕哉 様

| ご請求コード: 0537096957 | 発行日: 2018年 4月 4日 | 1頁

● au 電話料金

● 合計

9,581円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
< 3月ご利用内訳 >	9,581		
▼ プラン利用料	7,590		auお客様コード 25140221
カケホ (V)		4,200	
誰でも割+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
データ定額20 (V)		6,000	
auスマートバリュー		-1,410	2年経過で2018年 4月利用分より最大 934円割引です
▼ オプション使用料	680		
電話きほんバック		300	
故障紛失サポート		380	
▼ 通話料/カケホ (V)	222		
通話料		10,080	
SMS (Cメール) 送信料		222	
カケホ (V) 割引額		-10,080	
▼ 有料コンテンツ利用料	108		
まとめてau支払い/情報料/税込			108* 各情報提供会社にかわってご請求させていただきます。 月額料金 108円
▼ 購入機器代金	300		
アップグレードプログラム料		300*	アップグレードプログラム 1番号当たり 2円のご請求となります。
▼ ユニバーサルサービス料	2		
▼ 消費税等 (8%)	679		8%消費税の課税対象額 8,494円

auご利用月数は2018年 4月で13年 8ヶ月目です。

【LTE・WIMAX2+等通信量】 18.59GB

● auかんたん決済利用料

● 合計

0円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
▼ auかんたん決済利用料	0		
auサービス情報料/税込		0*	

・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

・内訳に「\*」があるものは税込または免税料金等となり、消費税計算を分けて行っているため「消費税等」ならび「課税対象額」には含まれておりません。

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	1		
領収書番号	17	8-4-9	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	5/2
支出日	平成30年4月25日(水)					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費					
支出目的	事務所費4月分					
支出金額	30,000 円			減額前(按分前)金額 90,000 円		
支払先	領収書の通り					
支出内容	(品名等を具体的に) 村本事務所家賃					
備考						

領収書添

17 ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取扱日	取扱店番	機番	取引番号
30-04-25	019	511852	
口座番号			
1320000110606*****			
万円	五千円	二千円	千円
百円	五十円	十円	五円
一円			
お取引 お引き出し	お取引金額 ¥90,000		
お取引時刻	受付番号	お取引後残高	
10:10	0034		

ご案内欄  
振込手数料 ¥648 利用料 ¥0  
中ノ郷信用組合  
本店  
普通預金 [REDACTED]  
スズキヒロヤ様

ご依頼人 電話 [REDACTED]  
ムラモト ヒロヤ 様

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

17 ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取扱日	取扱店番	機番	取引番号
30-04-25	019	511852	
口座番号			
1320000110606*****			
万円	五千円	二千円	千円
百円	五十円	十円	五円
一円			
お取引 お引き出し	お取引金額 ¥90,000		
お取引時刻	受付番号	お取引後残高	
10:10	0034		

ご案内欄  
振込手数料 ¥648 利用料 ¥0  
中ノ郷信用組合  
本店  
普通預金 [REDACTED]  
スズキヒロヤ様

ご依頼人 電話 [REDACTED]  
ムラモト ヒロヤ 様

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	3		
領収書番号	18	8-4-7	代表者 確認日	5/17	経理責任 者確認日	5/2
支出日	平成30年4月27日(金)					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費					
支出目的	事務所費4月分					
支出金額	30,000 円			減額前(按分前)金額 97,200 円		
支払先	領収書の通り					
支出内容	(品名等を具体的に) としま事務所家賃					
備考						

領収書

18 ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取扱日	30-04-27	取扱店番	001	取引番号	510367
口座番号		1320000310538*****			
お取引		お取引金額			
お引き出し		¥97,200			
お取引時刻	12:56	受付番号	0197	お取引後残高	
				¥5,073	

ご案内欄  
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0  
東京東信用金庫  
隅田支店  
普通預金  
コウカシチ 様

依頼人 電話  
トシマカシチ 様

裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

18 ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取扱日	30-04-27	取扱店番	001	取引番号	510367
口座番号		1320000310538*****			
お取引		お取引金額			
お引き出し		¥97,200			
お取引時刻	12:56	受付番号	0197	お取引後残高	
				¥5,073	

ご案内欄  
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0  
東京東信用金庫  
隅田支店  
普通預金  
コウカシチ 様

依頼人 電話  
トシマカシチ 様

裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	5			
領収書番号	19	8-4-5	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	5/2
支出日	平成30年4月27日(金)					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費					
支出目的	事務所費4月分					
支出金額	30,000 円		減額前(按分前)金額 62,000 円			
支払先	領収書の通り					
支出内容	(品名等を具体的に) 高柳事務所家賃					
備考						

19 **ひがしんキャッシュサービス**

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取扱日	取扱店番	機番	取引番号
30-04-27	001	510371	
□ 座番号			
1320900100099*****			
万円	五千円	二千円	千円
百円	五十円	十円	五円
円			

お取引	お取引金額
お引き出し	¥62,000
お取引時刻	受付番号
12:58	0198

お取引後残高

ご案内欄  
振込手数料 ¥648 利用料 ¥0  
ゆうちょ銀行  
〇三八  
普通預金  
ススキノスム 様

依頼人 電話  
タカヤギ 八七七 様

〇裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

19 **ひがしんキャッシュサービス**

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取扱日	取扱店番	機番	取引番号
30-04-27	001	510371	
□ 座番号			
1320900100099*****			
万円	五千円	二千円	千円
百円	五十円	十円	五円
円			

お取引	お取引金額
お引き出し	¥62,000
お取引時刻	受付番号
12:58	0198

お取引後残高

ご案内欄  
振込手数料 ¥648 利用料 ¥0  
ゆうちょ銀行  
〇三八  
普通預金  
ススキノスム 様

依頼人 電話  
タカヤギ 八七七 様

〇裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

平成30年度 政務活動費実績報告書 II

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	2			
領収書番号	20	8-4-8	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	5/2
支出日	平成30年4月28日(土)					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費					
支出目的	事務所費4月分					
支出金額	30,000 円			減額前(按分前)金額 75,600 円		
支払先	領収書の通り					
支出内容	(品名等を具体的に) 浅野事務所家賃					
備考	領収書の通帳形式にて、2000円分。					

領収書添付

20 平成30年 4月分	平成30年3月31日 受取りました	領収書 印	75,600円
✓ 平成30年 5月分	平成30年4月28日 受取りました		¥7,560-
平成30年 6月分	平成30年5月31日 受取りました		¥7,560